

議案第5号

一関市室根曲ろくふれあいセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市室根曲ろくふれあいセンター条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市室根曲ろくふれあいセンター条例等の一部を改正する条例

(一関市室根曲ろくふれあいセンター条例の一部改正)

第1条 一関市室根曲ろくふれあいセンター条例（平成17年一関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
ホール	1時間	<u>800円</u>	200円	ホール	1時間	<u>1,000円</u>	200円
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市文化センター条例の一部改正)

第2条 一関市文化センター条例（平成17年一関市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後											
別表第1（第10条関係） ホール、展示室等の利用料金の限度額 (単位：円)										別表第1（第10条関係） ホール、展示室等の利用料金の限度額 (単位：円)											
利用区分		利用時間	午前 (9時から12時まで)	午後 (1時から5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	昼間 (午前9時から午後5時まで)	午後夜間 (午後1時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)			利用区分		利用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	昼間 (午前9時から午後5時まで)	午後夜間 (午後1時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)		
大 ホ ー ル	A	入場料 金無料	平日	<u>12,000</u>	<u>17,000</u>	<u>22,000</u>	<u>29,000</u>	<u>39,000</u>	<u>45,000</u>		A	入場料 金無料	平日	<u>12,500</u>	<u>17,800</u>	<u>23,000</u>	<u>30,300</u>	<u>40,800</u>	<u>47,100</u>		
			土日祝	<u>14,000</u>	<u>21,000</u>	<u>27,000</u>	<u>35,000</u>	<u>48,000</u>	<u>55,000</u>				土日祝	<u>14,600</u>	<u>22,000</u>	<u>28,200</u>	<u>36,600</u>	<u>50,200</u>	<u>57,600</u>		
	B	入場料 金 1,000 円以下	平日	<u>18,000</u>	<u>25,000</u>	<u>33,000</u>	<u>43,500</u>	<u>58,500</u>	<u>67,500</u>		B	入場料 金 1,000 円以下	平日	<u>18,800</u>	<u>26,100</u>	<u>34,500</u>	<u>45,500</u>	<u>61,200</u>	<u>70,700</u>		
			土日祝	<u>21,000</u>	<u>31,500</u>	<u>40,500</u>	<u>52,500</u>	<u>72,000</u>	<u>82,500</u>				土日祝	<u>22,000</u>	<u>33,000</u>	<u>42,400</u>	<u>55,000</u>	<u>75,400</u>	<u>86,400</u>		
	C	入場料 金 1,001 円以上 3,000 円未満	平日	<u>21,600</u>	<u>30,600</u>	<u>39,600</u>	<u>52,200</u>	<u>70,200</u>	<u>81,000</u>		C	入場料 金 1,001 円以上 3,000 円未満	平日	<u>22,600</u>	<u>32,000</u>	<u>41,400</u>	<u>54,600</u>	<u>73,500</u>	<u>84,800</u>		
			土日祝	<u>25,200</u>	<u>37,800</u>	<u>48,600</u>	<u>63,000</u>	<u>86,400</u>	<u>99,000</u>				土日祝	<u>26,400</u>	<u>39,600</u>	<u>50,900</u>	<u>66,000</u>	<u>90,500</u>	<u>103,700</u>		
	D	入場料 金 3,000 円以上	平日	<u>24,000</u>	<u>34,000</u>	<u>44,000</u>	<u>58,000</u>	<u>78,000</u>	<u>90,000</u>		D	入場料 金 3,000 円以上	平日	<u>25,100</u>	<u>35,600</u>	<u>46,000</u>	<u>60,700</u>	<u>81,700</u>	<u>94,200</u>		
			土日祝	<u>28,000</u>	<u>42,000</u>	<u>54,000</u>	<u>70,000</u>	<u>96,000</u>	<u>110,000</u>				土日祝	<u>29,300</u>	<u>44,000</u>	<u>56,500</u>	<u>73,300</u>	<u>100,500</u>	<u>115,200</u>		

中 ホ 一 ル	A	入場料 金無料	平日	<u>4,800</u>	<u>6,800</u>	<u>8,800</u>	<u>11,600</u>	<u>15,600</u>	<u>18,000</u>
			土日祝	<u>5,600</u>	<u>8,400</u>	<u>10,800</u>	<u>14,000</u>	<u>19,200</u>	<u>22,000</u>
	B	入場料 金 1,000 円以下	平日	<u>7,200</u>	<u>10,200</u>	<u>13,200</u>	<u>17,400</u>	<u>23,400</u>	<u>27,000</u>
			土日祝	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>16,200</u>	<u>21,000</u>	<u>28,800</u>	<u>33,000</u>
	C	入場料 金 1,001 円以上 3,000 円未満	平日	<u>8,600</u>	<u>12,000</u>	<u>15,800</u>	<u>20,800</u>	<u>28,000</u>	<u>32,400</u>
			土日祝	<u>10,100</u>	<u>15,100</u>	<u>19,400</u>	<u>25,200</u>	<u>34,500</u>	<u>39,600</u>
	D	入場料 金 3,000 円以上	平日	<u>9,600</u>	<u>13,600</u>	<u>17,600</u>	<u>23,200</u>	<u>31,200</u>	<u>36,000</u>
			土日祝	<u>11,200</u>	<u>16,800</u>	<u>21,600</u>	<u>28,000</u>	<u>38,400</u>	<u>44,000</u>
展 示 室	A	入場料 金を徴 収しな い場合 又は入 場料金 500 円 以下		<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>5,000</u>	<u>7,000</u>	<u>9,000</u>	<u>10,000</u>
	B	入場料 金 501 円以上		<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>	<u>13,500</u>	<u>15,000</u>

中 ホ 一 ル	A	入場料 金無料	平日	<u>5,000</u>	<u>7,100</u>	<u>9,200</u>	<u>12,100</u>	<u>16,300</u>	<u>18,800</u>
			土日祝	<u>5,800</u>	<u>8,800</u>	<u>11,300</u>	<u>14,600</u>	<u>20,100</u>	<u>23,000</u>
	B	入場料 金 1,000 円以下	平日	<u>7,500</u>	<u>10,600</u>	<u>13,800</u>	<u>18,200</u>	<u>24,500</u>	<u>28,200</u>
			土日祝	<u>8,800</u>	<u>13,200</u>	<u>16,900</u>	<u>22,000</u>	<u>30,100</u>	<u>34,500</u>
	C	入場料 金 1,001 円以上 3,000 円未満	平日	<u>9,000</u>	<u>12,500</u>	<u>16,500</u>	<u>21,700</u>	<u>29,300</u>	<u>33,900</u>
			土日祝	<u>10,500</u>	<u>15,800</u>	<u>20,300</u>	<u>26,400</u>	<u>36,100</u>	<u>41,400</u>
	D	入場料 金 3,000 円以上	平日	<u>10,000</u>	<u>14,200</u>	<u>18,400</u>	<u>24,300</u>	<u>32,600</u>	<u>37,700</u>
			土日祝	<u>11,700</u>	<u>17,600</u>	<u>22,600</u>	<u>29,300</u>	<u>40,200</u>	<u>46,000</u>
展 示 室	A	入場料 金を徴 収しな い場合 又は入 場料金 500 円 以下		<u>3,100</u>	<u>4,100</u>	<u>5,200</u>	<u>7,300</u>	<u>9,400</u>	<u>10,400</u>
	B	入場料 金 501 円以上		<u>4,700</u>	<u>6,200</u>	<u>7,800</u>	<u>11,000</u>	<u>14,100</u>	<u>15,700</u>

	1,000 円未満							
C	入場料 金 1,000 円以上		<u>5,400</u>	<u>7,200</u>	<u>9,000</u>	<u>12,600</u>	<u>16,200</u>	<u>18,000</u>
D	営利を 目的と した展 示販売		<u>6,000</u>	<u>8,000</u>	<u>10,000</u>	<u>14,000</u>	<u>18,000</u>	<u>20,000</u>
小 ホ ー ル	営利目的 以外のもの		1,800	<u>2,400</u>	<u>3,000</u>	<u>4,200</u>	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>
	営利を目的としたもの		<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>6,000</u>	<u>8,400</u>	<u>10,800</u>	<u>12,000</u>
リ ハ ー サ ル 室	営利目的 以外のもの		400	500	600	900	1,100	1,300
	営利を目的としたもの		800	1,000	1,200	1,800	<u>2,200</u>	<u>2,600</u>
[略]								

備考

1～5 [略]

6 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から

	1,000 円未満							
C	入場料 金 1,000 円以上		<u>5,600</u>	<u>7,500</u>	<u>9,400</u>	<u>13,200</u>	<u>16,900</u>	<u>18,800</u>
D	営利を 目的と した展 示販売		<u>6,200</u>	<u>8,300</u>	<u>10,400</u>	<u>14,600</u>	<u>18,800</u>	<u>20,900</u>
小 ホ ー ル	営利目的 以外のもの		1,800	<u>2,500</u>	<u>3,100</u>	<u>4,400</u>	<u>5,600</u>	<u>6,200</u>
	営利を目的としたもの		<u>3,700</u>	<u>5,000</u>	<u>6,200</u>	<u>8,800</u>	<u>11,300</u>	<u>12,500</u>
リ ハ ー サ ル 室	営利目的 以外のもの		400	500	600	900	1,100	1,300
	営利を目的としたもの		800	1,000	1,200	1,800	<u>2,300</u>	<u>2,700</u>
[略]								

備考

1～5 [略]

6 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、次のとおり算出した額を別に徴収す

正午までの利用料金の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)を、正午から午後1時までの場合は午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)を、午後5時から午後6時までの場合は午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)を、午後10時以降の場合は午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)を別に徴収する。この場合において、1時間未満の端数は1時間とみなす。

7 [略]

別表第2 (第10条関係)

研修室等の利用料金の限度額

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料
研修室1	1時間	400円	100円
[略]			

る。

- (1) 午前9時前の場合は、午前9時から正午までの利用料金の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合、その端数が30分以下の場合は算出した額の2分の1の額とし、30分を超える場合は1時間とみなして算出した額とする。
- (2) 正午から午後1時までの場合は、午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
- (3) 午後5時から午後6時までの場合は、午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
- (4) 午後10時以降の場合は、午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。

7 [略]

別表第2 (第10条関係)

研修室等の利用料金の限度額

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料
研修室1	1時間	500円	100円
[略]			

備考 1～5 [略]	備考 1～5 [略]
---------------	---------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市文化伝承館条例の一部改正)

第3条 一関市文化伝承館条例（平成17年一関市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後						
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）						
利用区分		単位	使用料		利用区分		単位	使用料		
			基本使用料	暖房料				基本使用料	暖房料	
研修室（和室）		1 時 間	600 円	<u>150 円</u>	研修室（和室）		1 時 間	600 円	<u>120 円</u>	
会議室			<u>400 円</u>	100 円	会議室			<u>500 円</u>	100 円	
ボランティア室			200 円	<u>50 円</u>	ボランティア室			200 円	<u>40 円</u>	
創作室			<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	創作室（全体）			<u>400 円</u>	<u>80 円</u>	
					創作室（調理スペース）			<u>300 円</u>	<u>60 円</u>	
					創作室（加工スペース）			<u>200 円</u>	<u>40 円</u>	
アリーナ	専用	高校生以下	1 時 間	<u>100 円</u>	—	アリーナ	専用	高校生以下	1 時 間	<u>300 円</u>
		一般		<u>200 円</u>				一般		<u>600 円</u>
	個人	高校生以下	1 回	50 円		アリーナ	個人	高校生以下	1 回	50 円
		一般		100 円				一般		100 円
[略]				[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。						

(一関市学習交流館条例の一部改正)

第4条 一関市学習交流館条例(平成17年一関市条例第81号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表(第10条関係)				別表(第10条関係)							
利用区分			単位	使用料		利用区分			単位	使用料	
				基本使用料	暖房料					基本使用料	暖房料
研修室			1時間	400円	<u>100円</u>	研修室			1時間	400円	<u>80円</u>
和室				200円	<u>50円</u>	和室				200円	<u>40円</u>
多目的ホール	専用	高校生以下	1時間	<u>100円</u>	—	多目的ホール	専用	高校生以下	1時間	<u>200円</u>	—
		一般		<u>200円</u>				一般		<u>400円</u>	
	個人	高校生以下	1回	50円		個人	高校生以下	1回	50円		
		一般		100円			一般		100円		
[略]				[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。											

(一関市一関コミュニティセンター条例の一部改正)

第5条 一関市一関コミュニティセンター条例(平成17年一関市条例第82号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第10条関係)					別表(第10条関係)				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	暖房料				基本使用料	暖房料
関が丘コミュニティセンター	和室	1時間	200円	<u>50円</u>	関が丘コミュニティセンター	和室	1時間	200円	<u>40円</u>
	談話室		<u>400円</u>	100円		談話室		<u>300円</u>	60円
	児童室		200円	<u>50円</u>		児童室		200円	<u>40円</u>
	図書室		200円	<u>50円</u>		図書室		200円	<u>40円</u>

	体育室		<u>800 円</u>	200 円
	調理室		200 円	<u>50 円</u>
	創作室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>
真柴コミュニティセンター	体育室	1 時間	<u>800 円</u>	200 円
	講義室		200 円	<u>50 円</u>
	研修室		200 円	<u>50 円</u>
	調理実習室		200 円	<u>50 円</u>
[略]				

	体育室		<u>400 円</u>	200 円
	調理室		200 円	<u>40 円</u>
	創作室		<u>100 円</u>	<u>20 円</u>
真柴コミュニティセンター	体育室	1 時間	<u>400 円</u>	200 円
	講義室		200 円	<u>40 円</u>
	研修室		200 円	<u>40 円</u>
	調理実習室		200 円	<u>40 円</u>
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市花泉コミュニティセンター条例の一部改正)

第6条 一関市花泉コミュニティセンター条例（平成17年一関市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第10条関係）						別表（第10条関係）					
利用区分			単位	使用料		利用区分			単位	使用料	
				基本使用料	暖房料					基本使用料	冷暖房料
各室			1 時間	1 室につき 200 円	実費を基準として別に定める。	各室			1 時間	1 室につき 200 円	実費を基準として別に定める。
体育館	専用	高校生以下	1 時間	100 円	—	体育館	専用	高校生以下	1 時間	100 円	—
		一般		200 円				一般		200 円	
	個人	高校生以下	1 回	50 円			個人	高校生以下	1 回	50 円	
		一般		100 円				一般		100 円	
[略]						[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市大東コミュニティセンター条例の一部改正)

第7条 一関市大東コミュニティセンター条例（平成17年一関市条例第84号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）					
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料			
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料		
調理実習室	1時間	200円	<u>50円</u>	調理実習室	1時間	200円	<u>40円</u>		
楽屋		<u>200円</u>	<u>50円</u>	楽屋		<u>300円</u>	<u>60円</u>		
第1研修室		<u>400円</u>	<u>100円</u>	第1研修室		<u>300円</u>	<u>60円</u>		
第2研修室		<u>600円</u>	<u>150円</u>	第2研修室		<u>700円</u>	<u>140円</u>		
和室		600円	<u>150円</u>	和室		600円	<u>120円</u>		
<u>ホール</u>		<u>1,700円</u>	実費を基準として別に定める。			<u>多目的ホール</u>	<u>1,800円</u>	実費を基準として別に定める。	
[略]						[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市千厩みなみ交流センター条例の一部改正)

第8条 一関市千厩みなみ交流センター条例（平成17年一関市条例第88号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
1 集会室等の貸切利用					1 集会室等の貸切利用				
利用区分		単位	使用料		利用区分		単位	使用料	
			基本使用料	暖房料				基本使用料	暖房料
1階	集会室	1時間	1室につき400円	1室につき <u>100円</u>	1階	集会室	1時間	1室につき400円	1室につき <u>80円</u>
	談話室					談話室			
	調理室					調理室			

室根交流促進センター	集会室	1 時間	<u>400 円</u>	100 円
	会議室		400 円	<u>100 円</u>
	調理実習室		400 円	<u>100 円</u>
	研修室		<u>800 円</u>	<u>200 円</u>
[略]				

室根田茂木地区コミュニティセンター	小会議室	1 時間	<u>100 円</u>	<u>20 円</u>
	中会議室		<u>200 円</u>	<u>40 円</u>
	大会議室		<u>400 円</u>	<u>80 円</u>
	調理実習室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
室根交流促進センター	集会室	1 時間	<u>500 円</u>	100 円
	会議室		400 円	<u>80 円</u>
	調理実習室		400 円	<u>80 円</u>
	研修室		<u>500 円</u>	<u>100 円</u>
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市健康の森条例の一部改正)

第 10 条 一関市健康の森条例（平成 17 年一関市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表（第 7 条関係）						別表（第 7 条関係）							
(単位：円)						(単位：円)							
施設	利用区分	施設の使用料				高 校 生、 大 学 生	一 般	施設	利用区分	施設の使用料			
		小学生、中学生		学 校 行 事 と し て 利 用 す 場 合	左記以外					小学生、中学生		高 校 生、 大 学 生	一 般
		学 校 行 事 と し て 利 用 す 場 合	左記以外							学 校 行 事 と し て 利 用 す 場 合	左記以外		

セミナーハウス	基本利用	宿泊利用	1泊につき1人ごと	150	1,550	1,700	2,500	3,200
		日帰利用	1日につき1人ごと	無料	75	150	300	
	研修室貸切利用	研修室、和室、 <u>研修室</u> (100m ² 未満)	1時間につき	<u>100</u>				
		視聴覚室、創作室、和室、 <u>研修室</u> (100m ² 以上)	1時間につき	<u>200</u>				
	体育館利用	貸切利用	1時間につき	<u>500</u>				
		区分利用	1時間につき	<u>250</u>				
多目的	貸切利用	1時間につき	<u>500</u>					

セミナーハウス	基本利用	宿泊利用	1泊につき1人ごと	150	1,550	1,700	2,500	3,200
		日帰利用	1日につき1人ごと	無料	75	150	300	
	研修室貸切利用	研修室	1時間につき	<u>200</u>				
		視聴覚室、創作室、和室、 <u>研修室</u>	1時間につき	<u>300</u>				
	体育館利用	1時間につき		<u>600</u>				
		1時間につき		<u>200</u>				
多目的	1時間につき		<u>200</u>					

グラウンド	区分	1時間につき1区分ごと	250
	利用		
キャンプ場		1日につき1人ごと	100

グラウンド			
キャンプ場		1日につき1人ごと	100

備考

1・2 [略]

3・4 [略]

備考

1・2 [略]

3 室等を二分して利用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

4・5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市宿泊交流研修施設条例の一部改正)

第11条 一関市宿泊交流研修施設条例（平成17年一関市条例第93号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
1 [略]				1 [略]			
2 研修室				2 研修室			
区分	単位	利用料金の限度額		区分	単位	利用料金の限度額	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
フラワーホール	1時	<u>320円</u>	<u>420円</u>	フラワーホール	1時	<u>600円</u>	<u>780円</u>
ドリームホ	全間	<u>420円</u>	<u>550円</u>	ドリームホ	全間	<u>1,000円</u>	<u>1,300円</u>

ール	面			ール	面		
	半		<u>320 円</u>		半		<u>600 円</u>
	面		<u>420 円</u>		面		<u>780 円</u>
備考 1・2 [略]				備考 1・2 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市産業教養文化体育施設条例の一部改正)

第12条 一関市産業教養文化体育施設条例（平成17年一関市条例第161号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表（第9条、第13条関係）				別表（第9条、第13条関係）							
利用区分		単位	利用料金の限度額		利用区分		単位	利用料金の限度額			
			基本利用料金	冷暖房料				基本利用料金	冷暖房料		
ミーティングルーム		1時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	ミーティングルーム		1時間	<u>100 円</u>	<u>20 円</u>		
トレーニングルーム		1時間	200 円	<u>50 円</u>	トレーニングルーム		1時間	200 円	<u>40 円</u>		
第1会議室		1時間	400 円	<u>100 円</u>	第1会議室		1時間	400 円	<u>80 円</u>		
第2会議室		1時間	<u>600 円</u>	<u>150 円</u>	第2会議室		1時間	<u>800 円</u>	<u>160 円</u>		
ア リ 一 人	専 用	高校生以下	1時間	<u>200 円</u>	800 円	ア リ 一 人	専 用	高校生以下	1時間	<u>350 円</u>	800 円
		一般	1時間	<u>400 円</u>	800 円			一般	1時間	<u>700 円</u>	800 円
一 人	個 人	高校生以下	1回	<u>50 円</u>	—	一 人	個 人	高校生以下	1回	<u>100 円</u>	—
		一般	1回	<u>100 円</u>	—			一般	1回	<u>200 円</u>	—
備品					備品						
					デジタイマー		1回	<u>200 円</u>	<u>—</u>		
備考 1・2 [略] 3 附属設備及び備品等_____を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければなら				備考 1・2 [略] 3 附属設備及び備品等（この表に掲げるものを除く。）_____を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければなら							

ない。
4～6 [略]

ない。
4～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市東山地域交流センター条例の一部改正)

第13条 一関市東山地域交流センター条例（平成21年一関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）							
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料					
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料				
多目的ホール	1時間	<u>1,700円</u>	実費を基準として別に定める。	多目的ホール	1時間	<u>1,800円</u>	実費を基準として別に定める。				
楽屋		400円		<u>100円</u>		舞台		<u>1,000円</u>	<u>200円</u>		
大会議室		<u>800円</u>		<u>200円</u>		楽屋		400円	<u>80円</u>		
第1研修室		<u>400円</u>		100円		大会議室		<u>900円</u>	<u>180円</u>		
第2研修室		<u>400円</u>		<u>100円</u>		第1研修室		<u>500円</u>	100円		
和室		400円		<u>100円</u>		第2研修室		<u>300円</u>	<u>60円</u>		
調理室		400円		<u>100円</u>		和室		400円	<u>80円</u>		
備考				備考							
1・2 [略]				1・2 [略]							
<u>3 専ら準備又は練習のために多目的ホールの舞台のみを利用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。</u>				<u>3～6 [略]</u>							
4～7 [略]											
備考 改正部分は、下線の部分である。											

(一関市藤沢コミュニティセンター条例の一部改正)

第14条 一関市藤沢コミュニティセンター条例（平成23年一関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表（第9条、第14条関係）						別表（第9条、第14条関係）							
						1 集会室（西口コミュニティセンター、本郷白藤交流館、曲田地区ふれあいセンター、陶芸センター、徳田交流館、新沼コミュニティセンター、保呂羽コミュニティセンター、大籠コミュニティセンター及び郷土文化保存伝習館）							
利用区分				単位	利用料金の限度額		利用室面積				単位	利用料金の限度額	
					基本利用料金	冷暖房料						基本利用料金	冷暖房料
体育館以外 の利用室面 積	50㎡以下			1時間	200円	実費を基 準として 別に定め る。	20㎡以下	1時間	100円	20円			
	100㎡以下			1時間	400円		40㎡以下		200円	40円			
	150㎡以下			1時間	600円		60㎡以下		300円	60円			
	150㎡超			1時間	800円		80㎡以下		400円	80円			
						100㎡以下			500円	100円			
						120㎡以下			600円	120円			
						140㎡以下			700円	140円			
						160㎡以下			800円	160円			
						180㎡以下			900円	180円			
						2 体育館等							
利用区分				単位	利用料金の限度額		利用区分				単位	利用料金の限度額	
					基本利用料金	冷暖房料						基本利用料金	冷暖房料
体育館	西口地区体育館、コミュニティ体育館	専用	高校生以下	1時間	100円	二	西口地区体育館、コミュニティ体育館徳田ふれあいランド、保呂羽コミュニティ	専用	高校生以下	1時間	100円	二	
			一般		200円				一般		200円		
	個人	高校生以下	1回	50円	個人		高校生以下	1回	50円				

育館徳 田ふれ あいラ ンド、 保呂羽 コミュ ニティ 体育館	一般	100 円
[略]		

ティ体育館	一般	100 円
コミュニティグラウンド	無料	二
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市藤沢文化センター条例の一部改正)

第 15 条 一関市藤沢文化センター条例（平成 23 年一関市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後									
別表（第 6 条関係）								別表（第 6 条関係）									
利用時間 利用区分			使用料					利用時間 利用区分			使用料						
			午前 (9 時か ら正午ま で)	午後 (1 時か ら 5 時ま で)	夜間 (午後 6 時から午 後 10 時 まで)	昼間 (午前 9 時か ら午後 5 時ま で)	午後 夜間 (午後 1 時か ら午後 10 時ま で)				全日 (午前 9 時か ら午後 10 時ま で)	午前 (午前 9 時から正 午まで)	午後 (午後 1 時から午 後 5 時ま で)	夜間 (午後 6 時か ら午後 10 時ま で)	昼間 (午前 9 時か ら午後 5 時ま で)	午後 夜間 (午後 1 時か ら午後 10 時ま で)	全日 (午前 9 時か ら午後 10 時ま で)
ホ ー ル	入 場 料 金	平 日	<u>4,800 円</u>	<u>6,800 円</u>	<u>8,800 円</u>	<u>11,600 円</u>	<u>15,600 円</u>	<u>18,000 円</u>	ホ ー ル	入 場 料 金	平 日	<u>5,000 円</u>	<u>7,100 円</u>	<u>9,200 円</u>	<u>12,100 円</u>	<u>16,300 円</u>	<u>18,800 円</u>
		無 料	<u>5,600 円</u>	<u>8,400 円</u>	<u>10,800 円</u>	<u>14,000 円</u>	<u>19,200 円</u>	<u>22,000 円</u>			無 料	<u>5,800 円</u>	<u>8,800 円</u>	<u>11,300 円</u>	<u>14,600 円</u>	<u>20,100 円</u>	<u>23,000 円</u>
	土 日 祝								土 日 祝								
	入 場 料 金	平 日	<u>7,200 円</u>	<u>10,200 円</u>	<u>13,200 円</u>	<u>17,400 円</u>	<u>23,400 円</u>	<u>27,000 円</u>		入 場 料 金	平 日	<u>7,500 円</u>	<u>10,600 円</u>	<u>13,800 円</u>	<u>18,200 円</u>	<u>24,500 円</u>	<u>28,200 円</u>

1,000 円以下	土 日 祝	<u>8,400円</u>	<u>12,600円</u>	<u>16,200円</u>	<u>21,000 円</u>	<u>28,800 円</u>	<u>33,000 円</u>
入場 料金	平 日	<u>8,600円</u>	<u>12,000円</u>	<u>15,800円</u>	<u>20,800 円</u>	<u>28,000 円</u>	<u>32,400 円</u>
1,001 円以上 3,000 円未満	土 日 祝	<u>10,100円</u>	<u>15,100円</u>	<u>19,400円</u>	<u>25,200 円</u>	<u>34,500 円</u>	<u>39,600 円</u>
入場 料金	平 日	<u>9,600円</u>	<u>13,600円</u>	<u>17,600円</u>	<u>23,200 円</u>	<u>31,200 円</u>	<u>36,000 円</u>
3,000 円以上	土 日 祝	<u>11,200円</u>	<u>16,800円</u>	<u>21,600円</u>	<u>28,000 円</u>	<u>38,400 円</u>	<u>44,000 円</u>

[略]

備考

1～6

7 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の使用料は、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの使用料の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額（100円未満の端数は切り上げる。）を、正午から午後1時までの場合は午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額（100円未満の端数は切り上げる。）を、午後5時から午後6時までの場合は午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額（100円未満の端数は切り上げる。）を、午後10時以降の場合は午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額（100円未満の端数は切り上げる。）を別に徴収する。この場合において、1時間未満の端数は1時間とみなす。

1,000 円以下	土 日 祝	<u>8,800円</u>	<u>13,200円</u>	<u>16,900 円</u>	<u>22,000 円</u>	<u>30,100 円</u>	<u>34,500 円</u>
入場 料金	平 日	<u>9,000円</u>	<u>12,500円</u>	<u>16,500 円</u>	<u>21,700 円</u>	<u>29,300 円</u>	<u>33,900 円</u>
1,001 円以上 3,000 円未満	土 日 祝	<u>10,500円</u>	<u>15,800円</u>	<u>20,300 円</u>	<u>26,400 円</u>	<u>36,100 円</u>	<u>41,400 円</u>
入場 料金	平 日	<u>10,000円</u>	<u>14,200円</u>	<u>18,400 円</u>	<u>24,300 円</u>	<u>32,600 円</u>	<u>37,700 円</u>
3,000 円以上	土 日 祝	<u>11,700円</u>	<u>17,600円</u>	<u>22,600 円</u>	<u>29,300 円</u>	<u>40,200 円</u>	<u>46,000 円</u>

[略]

備考

1～6 [略]

7 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の使用料は、その超える時間1時間につき、次のとおり算出した額を別に徴収する。

- (1) 午前9時前の場合は、午前9時から正午までの使用料の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額（100円未満の端数は切り上げる。）とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある、その端数が30分以下の場合は算出した額の2分の1の額とし、30分を超える場合は1時間とみなして算出した額とする。
- (2) 正午から午後1時までの場合は、午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額（100円未満の端数は切り上げる。）とする。この場合において、その超える時間に1時間未

8 [略]

満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
(3) 午後5時から午後6時までの場合は、午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額（100円未満の端数は切り上げる。）この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
(4) 午後10時以降の場合は、午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額（100円未満の端数は切り上げる。）この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。

8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市藤沢ニコニコヘルス条例の一部改正）

第16条 一関市藤沢ニコニコヘルス条例（平成23年一関市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表（第10条、第15条関係）			別表（第10条、第15条関係）			
利用区分	単位	利用料金の限度額	利用区分	単位	利用料金の限度額	
					基本利用料金	冷暖房料
会議室（専用利用に限る。）	1時間	200円	会議室	1時間	600円	120円
休憩室（専用利用に限る。）	1時間	200円	和室	1時間	500円	100円
浴室	一般 1人につき	500円	[略]			
	小学生 1人につき	300円				
[略]			[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市市民センター条例の一部改正)

第 17 条 一関市市民センター条例（平成 26 年一関市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第 2 条 [略]				第 2 条 [略]			
2 [略]				2 [略]			
3 第 1 項に規定する市民センターに次の施設を置く。				3 第 1 項に規定する市民センターに次の施設を置く。			
名称	施設名	位置		名称	施設名	位置	
[略]				[略]			
一関市曾慶市民センター	曾慶体育館	一関市大東町曾慶字神蔭 41 番地		一関市曾慶市民センター	曾慶体育館	一関市大東町曾慶字神蔭 63 番地	
[略]				[略]		<u>2</u>	
別表（第 10 条関係）				別表（第 10 条関係）			
1 集会室（一関市民センター、山目市民センター、中里市民センター、狐禅寺市民センター、滝沢市民センター、真柴市民センター、萩荘市民センター、弥栄市民センター、永井市民センター、涌津市民センター、油島市民センター、花泉市民センター、老松市民センター、金沢市民センター、大原市民センター、渋民市民センター、千厩市民センター、小梨市民センター、田河津市民センター、松川市民センター、川崎市民センター及び藤沢市民センター）				1 集会室（一関市民センター、山目市民センター、中里市民センター、狐禅寺市民センター、滝沢市民センター、真柴市民センター、萩荘市民センター、弥栄市民センター、永井市民センター、涌津市民センター、油島市民センター、花泉市民センター、老松市民センター、金沢市民センター、大原市民センター、渋民市民センター、千厩市民センター、小梨市民センター、田河津市民センター、松川市民センター、川崎市民センター及び藤沢市民センター）			
利用室面積	単位	使用料		利用室面積	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
<u>50 m²以下</u>	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	<u>20 m²以下</u>	1 時間	<u>100 円</u>	<u>20 円</u>
<u>100 m²以下</u>		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>	<u>40 m²以下</u>		<u>200 円</u>	<u>40 円</u>

150 m ² 以下	600 円	150 円
150 m ² 超	800 円	200 円
[略]		

2 [略]

3 ホール

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
大原市民センター講堂	1 時間	1,700 円	実費を基準として規則で定める額
川崎市民センターホール		1,000 円	
[略]			

4 体育館等

利用区分	区分	単位	使用料
山目市民センター体育館	専用	高校生	1 時 200 円

60 m ² 以下	300 円	60 円
80 m ² 以下	400 円	80 円
100 m ² 以下	500 円	100 円
120 m ² 以下	600 円	120 円
140 m ² 以下	700 円	140 円
160 m ² 以下	800 円	160 円
180 m ² 以下	900 円	180 円
200 m ² 超	1,000 円	200 円
[略]		

2 [略]

3 ホール

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
大原市民センターホール	1 時間	1,800 円	実費を基準として規則で定める額
川崎市民センターホール		1,200 円	
[略]			

4 体育館等

利用区分	区分	単位	使用料
中里市民センターホール、萩荘市民センターホール	専用	高校生以下	1 時間 200 円
		一般	400 円
	個人	高校生以下	50 円
		一般	100 円
山目市民センター体育館、狐禅寺	専用	高校生	1 時 300 円

館、藤沢市民センター黄海分館体 育館	館、藤沢市民センター黄海分館体 育館
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市花泉総合福祉センター条例の一部改正)

第18条 一関市花泉総合福祉センター条例（平成17年一関市条例第100号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
和室	1 時間	<u>1 室につき 200 円</u>	<u>1 室につき 50 円</u>	<u>和室 1</u>	1 時間	<u>200 円</u>	<u>40 円</u>
				<u>和室 2</u>		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
				<u>和室 3</u>		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
小会議室		200 円	<u>50 円</u>	小会議室		200 円	<u>40 円</u>
相談室		200 円	<u>50 円</u>	相談室		200 円	<u>40 円</u>
食堂		200 円	<u>50 円</u>	食堂		200 円	<u>40 円</u>
中会議室		400 円	<u>100 円</u>	<u>中会議室 1</u>		400 円	<u>80 円</u>
				<u>中会議室 2</u>		<u>400 円</u>	<u>80 円</u>
				<u>中会議室 3</u>		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
栄養指導室		400 円	<u>100 円</u>	栄養指導室		400 円	<u>80 円</u>
大ホール	<u>1,700 円</u>	1,000 円	大ホール	<u>1,800 円</u>	1,000 円		
[略]			[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市老人福祉センター条例の一部改正)

第19条 一関市老人福祉センター条例（平成17年一関市条例第105号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）		
1 千厩老人福祉センター				1 千厩老人福祉センター		
(単位：円)						
	使用料	60 歳以上	12 歳以上 60 歳未満の者	利用区分	単位	使用料

区分		の者		
		市外	市内	市外
1 人	25 人未満の団体	130	130	200
1 回	又は個人			
につき	25 人以上の団体	100	100	130

2 大東老人福祉センター

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
小会議室	1 時間	200 円	50 円
和室		400 円	100 円
大会議室		400 円	100 円
ロビー		600 円	150 円
備考			
1 [略]			
2 浴室を利用する場合は、1 人当たり 200 円を加算する。			
3～6 [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市障害者ふれあい交流施設条例の一部改正)

第 20 条 一関市障害者ふれあい交流施設条例（平成 17 年一関市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 7 条関係）				別表（第 7 条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
多目的ホール	1 時間	400 円	100 円	多目的ホール	1 時間	300 円	60 円
教養文化室		400 円	100 円	教養文化室		400 円	80 円

研修室				400 円	<u>100 円</u>
体育 室	専 用	高校生以 下	1 時間	<u>200 円</u>	<u>100 円</u>
		一般		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>
[略]					

研修室				400 円	<u>80 円</u>
体育 室	専 用	高校生以 下	1 時間	<u>300 円</u>	—
		一般		<u>600 円</u>	—
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市保健センター条例の一部改正)

第 21 条 一関市保健センター条例（平成 17 年一関市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 5 条関係）					別表（第 5 条関係）				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	暖房料				基本使用料	冷暖房料
一関保健セ ンター	栄養指導室	1 時間	<u>400 円</u>	100 円	一関保健セ ンター	栄養指導室	1 時間	<u>500 円</u>	100 円
	実習準備室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		実習準備室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	栄養実習室		600 円	<u>150 円</u>		栄養実習室		600 円	<u>120 円</u>
	多目的ホール		<u>800 円</u>	200 円		多目的ホール		<u>1,000 円</u>	200 円
大東保健セ ンター	ボランティア ルーム	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	大東保健セ ンター	ボランティア ルーム	1 時間	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	会議室		400 円	<u>100 円</u>		会議室		400 円	<u>80 円</u>
	談話室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		談話室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	多目的室		800 円	<u>200 円</u>		多目的室		800 円	<u>160 円</u>
	機能回復訓練 室		600 円	<u>150 円</u>		機能回復訓練 室		600 円	<u>120 円</u>
室根保健セ ンター	多目的ホール	1 時間	<u>800 円</u>	200 円	室根保健セ ンター	多目的ホール	1 時間	<u>1,000 円</u>	200 円
	研修室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		研修室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	和室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		和室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>

	ディケアルーム	<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		ディケアルーム	<u>600 円</u>	<u>120 円</u>
	調理室	<u>400 円</u>	100 円		調理室	<u>500 円</u>	100 円
備考 1 [略] 2 <u>冷房設備が設置されている室の冷房料の額は、この表に掲げる暖房料の額と同じ額とする。</u> 3・4 [略]				備考 1 [略] 2・3 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市シニア活動プラザ条例の一部改正)

第 22 条 一関市シニア活動プラザ条例（平成 24 年一関市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 7 条関係）				別表（第 7 条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
交流室 1	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	交流室 1	1 時間	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
交流室 2		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	交流室 2		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市真湯温泉センター条例の一部改正)

第23条 一関市真湯温泉センター条例（平成17年一関市条例第154号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）				
I 温泉交流館利用料金の限度額				I 温泉交流館利用料金の限度額				
区分	入浴料金		備考	区分	入浴料金		備考	
	一般	小学生			一般	小学生		
1日以内	<u>600円</u>	<u>300円</u>	1人につき	1日以内	<u>700円</u>	<u>400円</u>	1人につき	
備考				備考				
1・2 [略]				1・2 [略]				
II [略]				II [略]				
III コテージ利用料金の限度額				III コテージ利用料金の限度額				
区分		料金（1棟当たり）		区分		料金（1棟当たり）		
4人用	1泊	<u>12,000円</u>		4人用	1泊	<u>12,570円</u>		
	2泊	<u>22,000円</u>			6人用	2泊	<u>23,050円</u>	
	3泊	<u>30,000円</u>				3泊	<u>31,430円</u>	
	4泊	<u>36,000円</u>				4泊	<u>37,710円</u>	
	5泊以上	1泊当たり <u>8,000円</u>				5泊以上	1泊当たり <u>8,380円</u>	
6人用	1泊	<u>16,000円</u>		6人用	1泊	<u>16,760円</u>		
	2泊	<u>30,000円</u>			2泊	<u>31,430円</u>		
	3泊	<u>42,000円</u>			3泊	<u>44,000円</u>		
	4泊	<u>52,000円</u>			4泊	<u>54,480円</u>		
	5泊以上	1泊当たり <u>12,000円</u>			5泊以上	1泊当たり <u>12,570円</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。								

(一関市職業訓練センター条例の一部改正)

第24条 一関市職業訓練センター条例（平成17年一関市条例第162号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第9条関係） (単位：円)					別表（第9条関係） (単位：円)				
区分	利用料金の限度額				区分	単位	利用料金の限度額		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで			基本利用料金	冷房料	暖房料
教室1	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>7,000</u>	<u>4,000</u>	教室1	1時間	<u>300</u>	—	<u>300</u>
教室2	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>7,000</u>	<u>4,000</u>	教室2		<u>300</u>	—	<u>300</u>
会議室	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>7,000</u>	<u>4,000</u>	会議室		<u>300</u>	—	<u>300</u>
パソコン室1	<u>12,000</u>	<u>16,000</u>	<u>28,000</u>	<u>16,000</u>	パソコン室1		<u>500</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
パソコン室2	<u>9,000</u>	<u>12,000</u>	<u>21,000</u>	<u>12,000</u>	パソコン室2		<u>400</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
CAD室	<u>12,000</u>	<u>16,000</u>	<u>28,000</u>	<u>16,000</u>	CAD室		<u>400</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
視聴覚室	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>	<u>14,000</u>	<u>8,000</u>	視聴覚室		<u>1,000</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
実習室	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>	<u>14,000</u>	<u>8,000</u>	実習室		<u>1,800</u>	—	<u>300</u>
備考 1 <u>パソコン室1、2及びCAD室については、パソコン利用料を含めるものとする。</u> 2 [略]					備考 1 <u>パソコン室1、2及びCAD室のパソコン利用料については、別に定める。</u> 2 [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(一関市千厩農村勤労福祉センター条例の一部改正)

第25条 一関市千厩農村勤労福祉センター条例（平成17年一関市条例第164号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第9条関係）	別表（第9条関係）

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料
第1研修室	1時間	400円	<u>100円</u>
第2研修室		400円	<u>100円</u>
第3研修室		<u>200円</u>	<u>50円</u>
教養室		400円	<u>100円</u>
体育室		<u>800円</u>	<u>800円</u>
[略]			

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料
第1研修室	1時間	400円	<u>80円</u>
第2研修室		400円	<u>80円</u>
第3研修室		<u>300円</u>	<u>60円</u>
教養室		400円	<u>80円</u>
体育室		<u>600円</u>	<u>400円</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市須川温泉地施設条例の一部改正)

第26条 一関市須川温泉地施設条例（平成17年一関市条例第165号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(使用料)</u></p> <p>第5条 前条の許可を受けようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p><u>(減免)</u></p> <p>第6条 市長は、公共的活動を目的として、施設を利用しようとする者については、前条の規定にかかわらず、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>別表（第5条関係）</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第5条 [略]</p>

施設	使用料
休憩所又は野営場	1人1日1回につき 100円

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市大東ふるさと分校条例の一部改正)

第27条 一関市大東ふるさと分校条例（平成17年一関市条例第166号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表第1（第11条関係）							別表第1（第11条関係）								
(単位：円)							(単位：円)								
施設名				単位	利用料金の限度額		施設名				単位	利用料金の限度額			
					小中学生	左記以外						小中学生	左記以外		
コテージ（1棟当たり）	宿泊	利用人員計	1人の場合	1	—	8,400	コテージ（1棟当たり）	宿泊	利用人員計	1人の場合	1	—	8,800		
			2人の場合	人	2,630	5,260				2人の場合	人	2,750	5,500		
			3人の場合	1	2,100	4,200				3人の場合	1	2,200	4,400		
			4人の場合	泊	1,840	3,680				4人の場合	泊	1,920	3,850		
			5人の場合		1,580	3,160				5人の場合		1,650	3,300		
			6人の場合		1,320	2,640				6人の場合		1,370	2,750		
			7人の場合		1,160	2,320				7人の場合		1,210	2,420		
			8人以上の場合		1,050	2,100				8人以上の場合		1,100	2,200		
	休憩	1棟		1時間までごとに	2,100	休憩	1棟		1時間までごとに	2,200					
センターハウス	和室	宿泊	利用人員計	1人の場合	1	—	5,250	センターハウス	和室	宿泊	利用人員計	1人の場合	1	—	5,500
				2人の場合	人	2,100	4,200					2人の場合	人	2,200	4,400
				3人の場合	1	1,580	3,160					3人の場合	1	1,650	3,300
				4人の場合	泊	1,320	2,640					4人の場合	泊	1,350	2,700
	休憩	1室		1時間までごとに	1,050	休憩	1室		1時間までごとに	1,100					

	憩	とに	
浴室	1人1回（宿泊者は無料）	160	<u>320</u>
交流室	1室1時間までごとに		<u>530</u>
研修室	1室1時間までごとに		<u>530</u>
調理室	1室1時間までごとに		<u>530</u>
寝具利用料金	1人1泊につき ただし、コテージ及びセンターハウスの利用料金が無料の場合のみとする。	<u>210</u>	<u>210</u>
焼肉用器具	1セット1回につき		<u>1,050</u>
コインロッカ	1ボックス1回につき		<u>100</u>
二			

備考

1 小中学生（引率者を含む。）が学校行事として利用する場合は、コテージ並びにセンターハウスの「和室」、「浴室」、「交流室」、「研修室」及び「調理室」の利用料金は無料とし、寝具料のみを徴収する。

2～5 [略]

別表第2（第11条関係）

(単位：円)

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,100</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,050</u>
展示会その他これに類する催し	1日までごと	<u>3,150</u>

	憩	とに	
浴室	1人1回（宿泊者は無料）	160	<u>330</u>
交流室	1室1時間までごとに		<u>550</u>
研修室	1室1時間までごとに		<u>550</u>
寝具利用料金	1人1泊につき ただし、コテージ及びセンターハウスの利用料金が無料の場合のみとする。	<u>220</u>	<u>220</u>
焼肉用器具	1セット1回につき		<u>1,100</u>

備考

1 小中学生（引率者を含む。）が学校行事として利用する場合は、コテージ並びにセンターハウスの「和室」、「浴室」、「交流室」及び「研修室」の利用料金は無料とし、寝具料のみを徴収する。

2～5 [略]

別表第2（第11条関係）

(単位：円)

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,200</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,100</u>
展示会その他これに類する催し	1日までごと	<u>3,300</u>

の開催	に		の開催	に	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(一関市アストロ・ロマン大東条例の一部改正)

第28条 一関市アストロ・ロマン大東条例（平成17年一関市条例第167号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後						
別表第1（第7条、第11条関係）				別表第1（第7条、第11条関係）						
(単位：円)				(単位：円)						
施設名		単位		利用料金の 限度額		利用料金の 限度額				
ログハウス	学習室	1時間までごとに		<u>320</u>		学習室	1時間までごとに		<u>330</u>	
	調理室	1時間までごとに		<u>530</u>		調理室	1時間までごとに		<u>550</u>	
	研修室A	1時間までごとに		<u>530</u>		研修室A	1時間までごとに		<u>550</u>	
		1人一泊につき	小中学生	<u>1,260</u>			1人一泊につき	小中学生	<u>1,300</u>	
		1人一泊につき	上記以外	<u>1,580</u>			1人一泊につき	上記以外	<u>1,600</u>	
	研修室B	1時間までごとに		<u>530</u>		研修室B	1時間までごとに		<u>550</u>	
		1人一泊につき	小中学生	<u>1,260</u>			1人一泊につき	小中学生	<u>1,300</u>	
		1人一泊につき	上記以外	<u>1,580</u>			1人一泊につき	上記以外	<u>1,600</u>	
	浴室	1人1回（研修室宿泊者は無料）	小中学生	<u>160</u>		浴室	1人1回（研修室宿泊者は無料）	小中学生	<u>160</u>	
			上記以外	<u>320</u>				上記以外	<u>320</u>	
焼肉用器具	1セット1回につき		<u>1,050</u>		焼肉用器具	1セット1回につき		<u>1,100</u>		

キャンプ場	山小屋	1棟1日につき			<u>1,050</u>
		1棟1泊につき			<u>2,100</u>
	キャンプサイト	1サイト1日につき			<u>530</u>
		1サイト1泊につき			<u>1,050</u>
	テント	1張1日につき			<u>320</u>
		1張1泊につき			<u>630</u>
	寝袋	1個1泊につき			<u>320</u>
	アルミマット	1枚1泊につき			<u>210</u>
調理器具セット	1回につき			<u>3,000</u>	
夏山スキー場	グラススキーセット	1回につき			<u>420</u>
木工創作場		1人1日につき			<u>530</u>
ローラーすべり台用マット		1回につき			<u>210</u>
ハンモック		1回につき			<u>320</u>
テニスコート		1コート1時間までごとに			<u>420</u>
トラバースボルダリング		1回につき			<u>530</u>
マウンテンバイクスタジオ				無料	
マウンテンバイク	バイク・プロテクターセット (トレール代含む。)	2時間まで	小 中 学生	<u>530</u>	
			上 記 以外	<u>1,050</u>	
		2時間を超えた場合1時間ごとに	小 中 学生	110	
			上 記 以外	<u>210</u>	
プロテクターセ		2時間まで			<u>530</u>

キャンプ場	山小屋	1棟1日につき			<u>1,100</u>
		1棟1泊につき			<u>2,200</u>
	キャンプサイト	1サイト1日につき			
		1サイト1泊につき			<u>100</u>
	テント	1張1日につき			<u>330</u>
		1張1泊につき			<u>660</u>
	寝袋	1個1泊につき			<u>330</u>
	アルミマット	1枚1泊につき			<u>220</u>
調理器具セット	1回につき			<u>3,080</u>	
木工創作場		1人1日につき			<u>550</u>
ローラーすべり台用マット		1回につき			<u>220</u>
テニスコート		1コート1時間までごとに			<u>100</u>
マウンテンバイク	バイク・プロテクターセット (トレール代含む。)	2時間まで	小 中 学生	<u>550</u>	
			上 記 以外	<u>1,100</u>	
		2時間を超えた場合1時間ごとに	小 中 学生	110	
			上 記 以外	<u>220</u>	
プロテクターセ		2時間まで			<u>550</u>

ット (トレール代含 まない。)	2時間を超えた場合1 時間ごとに	110
トレール	1日1回	<u>320</u>

備考

- 小学生未満の利用(ローラーすべり台用マットを除く。)については、利用料金を徴収しない。
- 3 [略]

別表第2 (第11条関係)

(単位:円)

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日ま でごとに	<u>2,100</u>
業として行う写真の撮影	1人1日ま でごとに	<u>1,050</u>
展示会その他これに類する催しの開催	1日までご とに	<u>3,150</u>

ット (トレール代含 まない。)	2時間を超えた場合1 時間ごとに	110
トレール	1日1回	<u>330</u>

備考

- 小学生未満の利用_____については、利用料金を徴収しない。
- 3 [略]

別表第2 (第11条関係)

(単位:円)

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日ま でごとに	<u>2,200</u>
業として行う写真の撮影	1人1日ま でごとに	<u>1,100</u>
展示会その他これに類する催しの開催	1日までご とに	<u>3,300</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市室根山天文台条例の一部改正)

第29条 一関市室根山天文台条例(平成17年一関市条例第168号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
区分		使用料		区分		使用料	
入場料	大人	<u>310円</u>		入場料	大人	<u>330円</u>	
	小、中学生	<u>150円</u>			小、中学生	<u>160円</u>	

	20人以上の団体	大人 <u>250円</u> 小、中学生 <u>120円</u>			20人以上の団体	大人 <u>270円</u> 小、中学生 <u>130円</u>		
研修室	貸切利用の場合は、入場料に加算する。	1時間以内 <u>520円</u> (ただし、1時間を超える場合は、1時間当たり <u>520円</u> を加算した額)	利用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。		研修室	貸切利用の場合は、入場料に加算する。	1時間以内 <u>550円</u> (ただし、1時間を超える場合は、1時間当たり <u>550円</u> を加算した額)	利用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
観測室		1時間以内 <u>1,050円</u> (ただし、1時間を超える場合は、1時間当たり <u>520円</u> を加算した額)					1時間以内 <u>1,100円</u> (ただし、1時間を超える場合は、1時間当たり <u>550円</u> を加算した額)	
備考 改正部分は、下線の部分である。								

(一関市望洋平キャンプ場条例の一部改正)

第30条 一関市望洋平キャンプ場条例(平成17年一関市条例第169号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(定期休日) 第6条 キャンプ場の定期休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。 (1) 毎週 <u>月曜日</u> 。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。 (2) [略]			(定期休日) 第6条 キャンプ場の定期休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。 (1) 毎週 <u>火曜日</u> 。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。 (2) [略]		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
種別	利用料金の限度額	摘要	種別	利用料金の限度額	摘要
バンガロ	けやき・こ 円		バンガロ	けやき・こ 円	

一 (1棟)	ぶし・みず き・すぎ	3人用 宿泊 <u>2,100</u> 日帰り <u>1,050</u>	
〃	ぶな	4人用 宿泊 <u>3,150</u> 日帰り <u>1,575</u>	
〃	みずなら	6人用 宿泊 <u>3,675</u> 日帰り <u>2,100</u>	
〃	つつじ・も みじ	6人用 宿泊 <u>4,200</u> 日帰り <u>2,100</u>	
〃	しらかば・ かえで	8人用 宿泊 <u>4,200</u> 日帰り <u>2,100</u>	
<u>温水シャワー（3分 間）</u>			<u>100</u>

一 (1棟)	ぶし・みず き・すぎ	3人用 宿泊 <u>2,200</u> 日帰り <u>1,100</u>	
〃	ぶな	4人用 宿泊 <u>3,300</u> 日帰り <u>1,650</u>	
〃	みずなら	6人用 宿泊 <u>3,850</u> 日帰り <u>2,200</u>	
〃	つつじ・も みじ	6人用 宿泊 <u>4,400</u> 日帰り <u>2,200</u>	
〃	しらかば・ かえで	8人用 宿泊 <u>4,400</u> 日帰り <u>2,200</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市千厩新町にぎわい交流施設条例の一部改正)

第31条 一関市千厩新町にぎわい交流施設条例（平成17年一関市条例第231号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
利用区分	単位	利用料金の限度額		利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料			基本利用料金	冷暖房料
食堂	1月	60,000円	—	食堂	1月	60,000円	—
産直コーナー	1月	60,000円	—	産直コーナー	1月	60,000円	—

研修室	1 時間	200 円	<u>50 円</u>
[略]			

研修室	1 時間	200 円	<u>40 円</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市千厩酒のくろ交流施設条例の一部改正)

第32条 一関市千厩酒のくろ交流施設条例（平成18年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後					
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）					
区分	利用料金の限度額		区分	単位	利用料金の限度額			
					基本利用料金	暖房料		
酒造施設	1月につき 400,000 円		酒造施設	1月	400,000 円	—		
東蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 4,000 円	東蔵	1時間	1,200 円	実費を基準とし、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額		
	午後6時～午後10時	1時間につき 5,000 円						
母屋2階座敷	午前9時～午後6時	1時間につき 1,600 円	母屋1階		茶の間		200 円	
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,800 円			応接間		200 円	
		仏間			100 円			
		下の広間			100 円			
		奥の部屋			100 円			
		奥の客間			100 円			
新蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 800 円	母屋2階		大広間		300 円	
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,000 円			広間		200 円	
文庫蔵	午前9時～午後6時	1時間につき 800 円			新蔵		陰部屋1	100 円
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,000 円					陰部屋2	100 円
			文庫蔵		300 円			

庭	午前9時～午後6時	1時間につき 1,400円
	午後6時～午後10時	1時間につき 1,800円
備考		
1 [略]		
2・3 [略]		

庭	1,000円	＝
備考		
1 [略]		
2 備品等を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。		
3・4 [略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市藤沢交流施設条例の一部改正)

第33条 一関市藤沢交流施設条例（平成23年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第1（第10条、第16条関係） 藤沢交流施設 (1) 宿泊施設の客室						別表第1（第10条、第16条関係） 藤沢交流施設 (1) 宿泊施設の客室					
区分	利用人数	1人につき1泊当たりの利用料金の限度額				区分	利用人数	1人につき1泊当たりの利用料金の限度額			
		閑散期		繁忙期				閑散期		繁忙期	
		一般	小学生	一般	小学生			一般	小学生	一般	小学生
ファミリー ールーム	1人～2人	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>	9,900円	5,000円	ファミリー ールーム	1人～2人	<u>9,430円</u>	<u>4,710円</u>	<u>10,370円</u>	<u>5,240円</u>
	3人～6人	<u>6,500円</u>	<u>4,500円</u>	7,200円	5,000円		3人～6人	<u>6,810円</u>	<u>4,710円</u>	<u>7,540円</u>	<u>5,240円</u>
ツインル ーム	1人	<u>8,000円</u>	<u>5,000円</u>	8,800円	5,500円	ツインル ーム	1人	<u>8,380円</u>	<u>5,240円</u>	<u>9,220円</u>	<u>5,760円</u>
	2人～3人	<u>7,000円</u>	<u>5,000円</u>	7,700円	5,500円		2人～3人	<u>7,330円</u>	<u>5,240円</u>	<u>8,070円</u>	<u>5,760円</u>
[略]						[略]					
(2) [略]						(2) [略]					
(3) 温浴施設						(3) 温浴施設					
区分		利用料金の限度額				区分		利用料金の限度額			

日帰り一般	1人につき	<u>500円</u>	日帰り一般	1人につき	<u>600円</u>
日帰り小学生	1人につき	300円	日帰り小学生	1人につき	300円
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(一関市市街地活性化センター条例の一部改正)

第34条 一関市市街地活性化センター条例（平成24年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
利用区分	単位	使用料			利用区分	単位	使用料		
		基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料	
市民 利用 施設	1時 間	<u>50平方メートル以下</u>	<u>200円</u>	<u>50円</u>	市民 利用 施設	1時 間	<u>500円</u>	100円	
		<u>50平方メートルを超え、100平方メートル以下</u>	<u>400円</u>	100円					
		<u>100平方メートルを超え、1,000平方メートル以下</u>	<u>800円</u>	<u>実費を基準として規則で定める。</u>					
		<u>1,000平方メートル超</u>	<u>1,600円</u>	<u>実費を基準として規則で定める。</u>					
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(一関市自然休養村管理センター条例の一部改正)

第 35 条 一関市自然休養村管理センター条例（平成 17 年一関市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 10 条関係）				別表（第 10 条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料			基本使用料	暖房料
和室（南）	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	和室	1 時間	<u>400 円</u>	<u>80 円</u>
和室（北）		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	会議室 A		<u>200 円</u>	<u>40 円</u>
会議室 A		200 円	<u>50 円</u>	会議室 B		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
会議室 B		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>	研修室（ホール）		<u>1,000 円</u>	200 円
研修室（ホール）		<u>800 円</u>	200 円	調理室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
調理室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>	[略]		[略]	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市農村女性の家条例の一部改正)

第 36 条 一関市農村女性の家条例（平成 17 年一関市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 8 条関係）					別表（第 8 条関係）				
1 貸切利用					1 貸切利用				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料
一関農村 女性の家	集会室	1 時間	200 円	<u>50 円</u>	一関農村 女性の家	集会室	1 時間	200 円	<u>40 円</u>
	研修室		200 円	<u>50 円</u>		研修室		200 円	<u>40 円</u>
	農産加工実習室		400 円	<u>100 円</u>		農産加工実習室		400 円	<u>80 円</u>
川崎農村 女性の家	共同学習室（和室）	1 時間	200 円	<u>50 円</u>	川崎農村 女性の家	共同学習室（和室）	1 時間	200 円	<u>40 円</u>

いぶき会館	集会室（和室）	200 円	<u>50 円</u>
	健康増進室	200 円	<u>50 円</u>
	調理加工実習室	200 円	<u>50 円</u>
[略]			

2 宿泊利用

設名	利用区分	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
川崎農村女性の 家いぶき会館	1 団体 1 泊につき	<u>4,000 円</u>	実費を基準 として別に 定める額
[略]			

いぶき会館	集会室（和室）	200 円	<u>40 円</u>
	健康増進室	200 円	<u>40 円</u>
	調理加工実習室	200 円	<u>40 円</u>
[略]			

2 宿泊利用

施設名	利用区分	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
川崎農村女性の 家いぶき会館	1 団体 1 泊につき	<u>5,300 円</u>	実費を基準 として別に 定める額
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市都市農村交流館条例の一部改正）

第 37 条 一関市都市農村交流館条例（平成 17 年一関市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表第 2（第 8 条関係）			別表第 2（第 8 条関係）				
利用区分	施設区分	利用料金の限度額	利用区分	施設区分	単位	利用料金の限度額	
						基本利用料金	冷暖房料
営利を目的と しない場合	談話室	<u>1 時間につき 400 円</u>	営利を目的と しない場合	談話室	<u>1 時間</u>	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	多目的ホール	<u>1 時間につき 400 円</u>		多目的ホール		<u>500 円</u>	<u>100 円</u>
	農村公園	<u>1 時間につき 800 円</u>		農村公園		<u>800 円</u>	—
販売等の営利 を目的とする 場合	談話室	<u>売上金額の 10% に相当 する金額</u>	販売等の営利 を目的とする 場合	談話室	<u>1 時間</u> <u>（冷暖房 料）</u>	<u>売上金額の 10% に相当す る金額</u>	<u>60 円</u>
	多目的ホール			<u>100 円</u>			
	農村公園			—			
[略]			[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市農村環境改善センター条例の一部改正)

第 38 条 一関市農村環境改善センター条例（平成 17 年一関市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 10 条関係）					別表（第 10 条関係）				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料
大東農村環境改善センター	郷土資料展示室	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	大東農村環境改善センター	郷土資料展示室	1 時間	<u>100 円</u>	<u>20 円</u>
	老人研修室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		老人研修室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	婦人研修室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		婦人研修室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	調理実習室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		調理実習室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	青少年室		400 円	<u>100 円</u>		青少年室		400 円	<u>80 円</u>
	大集会室		<u>400 円</u>	100 円		大集会室		<u>500 円</u>	100 円
	農事研修室		600 円	<u>150 円</u>		農事研修室		600 円	<u>120 円</u>
千厩農村環境改善センター	多目的ホール	1 時間	<u>800 円</u>	200 円	千厩農村環境改善センター	多目的ホール	1 時間	<u>1,000 円</u>	200 円
	和室研修室		800 円	<u>200 円</u>		和室研修室		800 円	<u>160 円</u>
	農事研修室		400 円	<u>100 円</u>		農事研修室		400 円	<u>80 円</u>
	農事団体連絡室		200 円	<u>50 円</u>		農事団体連絡室		200 円	<u>40 円</u>
	調理実習室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		調理実習室		<u>200 円</u>	<u>40 円</u>
	生活実習室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>		生活実習室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
川崎農村環境改善センター	生活改善研修室	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	川崎農村環境改善センター	生活改善研修室	1 時間	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	和室研修室		400 円	<u>100 円</u>		和室研修室		400 円	<u>80 円</u>
	農事研修室		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>					

	営農相談室	400 円	<u>100 円</u>		営農相談室	400 円	<u>80 円</u>
	会議室	<u>400 円</u>	<u>100 円</u>		会議室	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	多目的ホール	<u>800 円</u>	200 円		多目的ホール	<u>1,000 円</u>	200 円
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市花泉農村集落多目的共同利用施設条例の一部改正)

第 39 条 一関市花泉農村集落多目的共同利用施設条例（平成 17 年一関市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 10 条関係）				別表（第 10 条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料			基本使用料	暖房料
講座室	1 時間	<u>800 円</u>	<u>200 円</u>	講座室	1 時間	<u>900 円</u>	<u>180 円</u>
多目的ホール		<u>600 円</u>	<u>150 円</u>	多目的ホール		<u>700 円</u>	<u>140 円</u>
研修室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	研修室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
調理室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	調理室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
会議室		200 円	<u>50 円</u>	小和室		200 円	<u>40 円</u>
[略]						[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。			
(一関市大東開発センター条例の一部改正)				(一関市大東開発センター条例の一部改正)			

第 40 条 一関市大東開発センター条例（平成 17 年一関市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用時間)	(利用時間)
第 5 条 開発センターの利用時間は、次のとおり	第 5 条 開発センターの利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

とする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第6条第1項、第7条から第9条まで、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 集会室等の貸切利用の場合 午前8時30分から午後10時まで
 (2) 宿泊利用の場合 午後3時から翌日午前10時まで

別表（第10条関係）

1 集会室等の貸切利用

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
集会室	1時間	800円	200円
談話室		200円	50円
食堂		400円	100円
2階ロビー		400円	100円
小集会室		400円	100円
茶室		200円	50円
産業技術研修室		400円	100円
和室		400円	100円
調理実習室		600円	150円

[略]

2 宿泊利用

使用料（1泊につき1人ごと）	1,050円
----------------	--------

備考

- 1 1泊とは、午後3時から翌日午前10時までをいう。
 2 冷暖房を使用したときは、規則で定める使用料を合わせて納付しなければならない。

とする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第6条第1項、第7条から第9条まで、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

別表（第10条関係）

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
集会室	1時間	1,000円	200円
談話室		300円	60円
食堂		300円	60円
2階ロビー		300円	60円
小集会室		300円	60円
茶室		200円	40円
産業技術研修室		500円	100円
和室		500円	100円
調理実習室		600円	120円

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市大東浜民地区センター条例の一部改正)

第 41 条 一関市大東浜民地区センター条例（平成 17 年一関市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 10 条関係）					別表（第 10 条関係）				
施設名称	利用区分	単位	使用料		施設名称	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料
大東浜民集会センター	多目的ホール	1 時間	<u>800 円</u>	200 円	大東浜民集会センター	多目的ホール	1 時間	<u>1,000 円</u>	200 円
	研修室(1)		200 円	<u>50 円</u>		研修室(1)		200 円	<u>40 円</u>
	研修室(2)		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>		研修室(2)		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	研修室(3)		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>		研修室(3)		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	調理実習室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>		調理実習室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	図書娯楽談話コーナー		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>		図書娯楽談話コーナー		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
大東曾慶地区センター	多目的ホール	1 時間	<u>800 円</u>	200 円	大東曾慶地区センター	多目的ホール	1 時間	<u>1,000 円</u>	200 円
	研修室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>		研修室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	会議室 I		400 円	<u>100 円</u>		会議室 I		400 円	<u>80 円</u>
	会議室 II		200 円	<u>50 円</u>		会議室 II		200 円	<u>40 円</u>
	調理実習室		200 円	<u>50 円</u>		調理実習室		200 円	<u>40 円</u>
[略]					[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市川崎農村研修センター条例の一部改正)

第 42 条 一関市川崎農村研修センター条例（平成 17 年一関市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
-----	--	-----	--

別表（第9条関係）

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料
集会ホール	1時間	<u>800円</u>	200円
農事研修室（和室）		<u>400円</u>	<u>100円</u>
調理実習室		<u>200円</u>	<u>50円</u>
[略]			

別表（第9条関係）

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料
集会ホール	1時間	<u>1,000円</u>	200円
農事研修室（和室）		<u>300円</u>	<u>60円</u>
調理実習室		<u>300円</u>	<u>60円</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市川崎農林水産物直売・食材供給施設条例の一部改正）

第43条 一関市川崎農林水産物直売・食材供給施設条例（平成17年一関市条例第135号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）				
利用区分	施設区分	利用料金の限度額	利用区分	施設区分	単位	利用料金の限度額	
						基本利用料金	冷暖房料
営利を目的としない場合	ホール	<u>1時間につき200円</u>	営利を目的としない場合	ホール	<u>1時間</u>	<u>300円</u>	<u>60円</u>
販売等の営利を目的とする場合	ホール	<u>売上金額の10%に相当する金額</u>	販売等の営利を目的とする場合	ホール	<u>1時間（冷暖房料）</u>	<u>売上金額の10%に相当する金額</u>	<u>60円</u>
[略]			[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市ふるさとセンター条例の一部改正）

第44条 一関市ふるさとセンター条例（平成17年一関市条例第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第 10 条関係）

施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	暖房料
奥玉ふるさとセンター	創作室	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>
	集会室（日本間）		<u>400 円</u>	100 円
	集会室兼娯楽室		400 円	<u>100 円</u>
	保健相談室		200 円	<u>50 円</u>
	図書室兼視聴覚室		400 円	<u>100 円</u>
	共同調理室		200 円	<u>50 円</u>
室根ふるさとセンター	会議室 1	1 時間	200 円	<u>50 円</u>
	<u>会議室 2</u>		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>
	創作室		200 円	<u>50 円</u>
	調理室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>
	<u>パソコンルーム</u>		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>
	<u>生活研修室</u>		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>
	集会室		<u>600 円</u>	<u>150 円</u>
[略]				

別表（第 10 条関係）

施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	暖房料
奥玉ふるさとセンター	創作室	1 時間	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	集会室（日本間）		<u>500 円</u>	100 円
	集会室兼娯楽室		400 円	<u>80 円</u>
	保健相談室		200 円	<u>40 円</u>
	図書室兼視聴覚室		400 円	<u>80 円</u>
	共同調理室		200 円	<u>40 円</u>
室根ふるさとセンター	会議室 1	1 時間	200 円	<u>40 円</u>
	創作室		200 円	<u>40 円</u>
	調理室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	<u>会議室 2</u>		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	<u>和室</u>		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
	集会室		<u>800 円</u>	<u>160 円</u>
	[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市磐清水文化センター条例の一部改正）

第 45 条 一関市磐清水文化センター条例（平成 17 年一関市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第 10 条関係）	別表（第 10 条関係）

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料
集会室	1 時間	<u>400 円</u>	100 円
研修室		<u>400 円</u>	100 円
調理実習室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>
生活実習室		200 円	<u>50 円</u>
[略]			

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料
集会室	1 時間	<u>500 円</u>	100 円
研修室		<u>500 円</u>	100 円
調理実習室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
生活実習室		200 円	<u>40 円</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市猿沢伝承交流館条例の一部改正)

第 46 条 一関市猿沢伝承交流館条例（平成 22 年一関市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 10 条関係）				別表（第 10 条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料			基本使用料	暖房料
実習室	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	実習室	1 時間	<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
交流室		<u>800 円</u>	200 円	交流室		<u>400 円</u>	200 円
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市農業技術開発センター条例の一部改正)

第 47 条 一関市農業技術開発センター条例（平成 23 年一関市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1（第 7 条関係）					別表第 1（第 7 条関係）				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料

南部農業技術開発センター	農畜産物加工開発室	1時間	400円	—
	視聴覚研修室		400円	<u>100円</u>
	会議室		<u>400円</u>	100円
	小会議室		<u>200円</u>	<u>50円</u>
北部農業技術開発センター	農畜産物加工開発室		<u>600円</u>	<u>150円</u>
	視聴覚研修室	<u>400円</u>	100円	
	情報分析室	400円	<u>100円</u>	
	会議室	<u>400円</u>	100円	
	小会議室	200円	<u>50円</u>	
[略]				

別表第2（第8条関係）

土壌等分析項目	手数料（1点当たり）	
	市内、平泉町及び藤沢町に所在する団体及び住所を有する個人	左記以外の団体及び個人
[略]		

備考 [略]

南部農業技術開発センター	農畜産物加工開発室	1時間	400円	—
	視聴覚研修室		400円	<u>80円</u>
	会議室		<u>500円</u>	100円
	小会議室		<u>300円</u>	<u>60円</u>
北部農業技術開発センター	農畜産物加工開発室		<u>700円</u>	<u>140円</u>
	視聴覚研修室	<u>500円</u>	100円	
	情報分析室	400円	<u>80円</u>	
	会議室	<u>500円</u>	100円	
	小会議室	200円	<u>40円</u>	
[略]				

別表第2（第8条関係）

土壌等分析項目	手数料（1点当たり）	
	市内及び平泉町に所在する団体及び住所を有する個人	左記以外の団体及び個人
[略]		

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市室根農林水産物産地直売・交流促進施設条例の一部改正)

第48条 一関市室根農林水産物産地直売・交流促進施設条例（平成29年一関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第6条、第8条関係）	別表（第6条、第8条関係）

利用区分	施設区分	利用料金の限度額
営利を目的としない場合	食材提供施設	<u>1時間につき 600 円</u>
販売等の営利を目的とする場合	食材提供施設	<u>売上金額の 10%に相当する金額</u>
[略]		

利用区分	施設区分	単位	利用料金の限度額	
			基本利用料金	冷暖房料
営利を目的としない場合	食材提供施設	<u>1時間</u>	<u>600 円</u>	<u>120 円</u>
販売等の営利を目的とする場合	食材提供施設	<u>1 時 間</u> <u>(冷 暖 房</u> <u>料)</u>	<u>売 上 金 額 の</u> <u>10%に相当す</u> <u>る金額</u>	<u>120 円</u>
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市農村公園条例の一部改正)

第49条 一関市農村公園条例（平成17年一関市条例第122号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第5条 公園の使用料は、無料とする。ただし、夜間照明設備を利用する場合は、利用時間1時間につき<u>300円</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 公園の使用料は、無料とする。ただし、夜間照明設備を利用する場合は、利用時間1時間につき<u>550円</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市総合防災センター条例の一部改正)

第50条 一関市総合防災センター条例（平成17年一関市条例第206号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
和室	1時間	<u>200円</u>	<u>50円</u>	和室	1時間	<u>300円</u>	<u>60円</u>
研修室		<u>400円</u>	100円	研修室		<u>500円</u>	100円
大会議室		<u>800円</u>	200円	大会議室		<u>1,000円</u>	200円
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市室根コミュニティ消防センター条例の一部改正)

第51条 一関市室根コミュニティ消防センター条例（平成17年一関市条例第207号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料			基本使用料	暖房料
集会室	1時間	<u>400円</u>	100円	集会室	1時間	<u>500円</u>	100円
会議室（小）		200円	<u>50円</u>	会議室（小）		200円	<u>40円</u>
会議室（中）		200円	<u>50円</u>	会議室（中）		200円	<u>40円</u>
[略]				調理室			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市北上川交流センター条例の一部改正)

第52条 一関市北上川交流センター条例（平成17年一関市条例第209号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
利用区分	単位	利用料金の限度額		利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料			基本利用料金	冷暖房料
研修室	1時間	<u>400円</u>	100円	研修室	1時間	<u>500円</u>	100円
和室研修室		<u>400円</u>	<u>100円</u>	和室研修室		<u>300円</u>	<u>60円</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

(一関市千厩ミニシアター条例の一部改正)

第53条 一関市千厩ミニシアター条例（平成17年一関市条例第77号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者（以下「利用者」という。）に、許可の取消し、効力の停止、条件の変更、行為の中止、原状の回復又はミニシアターからの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>利用者</u> この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 設備機器使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用機器名</th> <th>利用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚機器</td> <td>プロジェクター及び附帯機器</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,000</u></td> </tr> <tr> <td>放送設備機器</td> <td>マイク及び附帯機器</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>500</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用機器名	利用時間	使用料	視聴覚機器	プロジェクター及び附帯機器	1回につき	<u>1,000</u>	放送設備機器	マイク及び附帯機器	1回につき	<u>500</u>	[略]				<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者（以下「利用者」という。）に、許可の取消し、効力の停止、条件の変更、行為の中止、原状の回復又はミニシアターからの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>利用者が</u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 設備機器使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用機器名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚機器</td> <td>プロジェクター及び附帯機器</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,050 円</u></td> </tr> <tr> <td>放送設備機器</td> <td>マイク及び附帯機器</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>520 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用機器名	単位	使用料	視聴覚機器	プロジェクター及び附帯機器	1回につき	<u>1,050 円</u>	放送設備機器	マイク及び附帯機器	1回につき	<u>520 円</u>	[略]			
区分	利用機器名	利用時間	使用料																														
視聴覚機器	プロジェクター及び附帯機器	1回につき	<u>1,000</u>																														
放送設備機器	マイク及び附帯機器	1回につき	<u>500</u>																														
[略]																																	
区分	利用機器名	単位	使用料																														
視聴覚機器	プロジェクター及び附帯機器	1回につき	<u>1,050 円</u>																														
放送設備機器	マイク及び附帯機器	1回につき	<u>520 円</u>																														
[略]																																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																																	

(一関市骨寺村荘園交流施設条例の一部改正)

第54条 一関市骨寺村荘園交流施設条例（平成21年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

別表（第10条関係）

名称	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料
骨寺村荘園 交流館	研修室1	1時間	200円	<u>実費を基準と して別に定め る。</u>
	研修室2	1時間	200円	
骨寺村荘園 休憩所	休憩室1	1時間	<u>200円</u>	<u>実費を基準と して別に定め る。</u>
	休憩室2	1時間	<u>200円</u>	
	休憩室3	1時間	<u>200円</u>	
	シャワー 室	1人1 回	100円	—
[略]				

別表（第10条関係）

名称	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料
骨寺村荘園 交流館	研修室1	1時間	200円	<u>40円</u>
	研修室2	1時間	200円	<u>40円</u>
骨寺村荘園 休憩所	休憩室1	1時間	<u>100円</u>	<u>20円</u>
	休憩室2	1時間	<u>100円</u>	<u>20円</u>
	休憩室3	1時間	<u>100円</u>	<u>20円</u>
	シャワー 室	1人1 回	100円	—
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の規定は、施行日以後の使用又は利用に係る使用料等について適用し、施行日前の使用又は利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

(1) 一関市室根曲ろくふれあいセンター条例等の一部を改正する条例一覧

No.	条例名	ページ	条例番号	所管部
1	室根曲ろくふれあいセンター条例	1	平成17年一関市条例第13号	総務部
2	文化センター条例	2 ~ 6	平成17年一関市条例第79号	まちづくり推進部
3	文化伝承館条例	6	平成17年一関市条例第80号	まちづくり推進部
4	学習交流館条例	7	平成17年一関市条例第81号	まちづくり推進部
5	一関コミュニティセンター条例	7 ~ 8	平成17年一関市条例第82号	まちづくり推進部
6	花泉コミュニティセンター条例	8 ~ 9	平成17年一関市条例第83号	まちづくり推進部
7	大東コミュニティセンター条例	9	平成17年一関市条例第84号	まちづくり推進部
8	千厩みなみ交流センター条例	9 ~ 10	平成17年一関市条例第88号	まちづくり推進部
9	室根地区会館条例	10 ~ 11	平成17年一関市条例第91号	まちづくり推進部
10	健康の森条例	11 ~ 13	平成17年一関市条例第92号	まちづくり推進部
11	宿泊交流研修施設条例	13 ~ 14	平成17年一関市条例第93号	まちづくり推進部
12	産業教養文化体育施設条例	14 ~ 15	平成17年一関市条例第161号	まちづくり推進部
13	東山地域交流センター条例	15	平成21年一関市条例第18号	まちづくり推進部
14	藤沢コミュニティセンター条例	16 ~ 17	平成23年一関市条例第23号	まちづくり推進部
15	藤沢文化センター条例	17 ~ 19	平成23年一関市条例第32号	まちづくり推進部
16	藤沢ニコニコヘルス条例	19 ~ 20	平成23年一関市条例第34号	まちづくり推進部
17	市民センター条例	20 ~ 23	平成26年一関市条例第35号	まちづくり推進部
18	花泉総合福祉センター条例	24	平成17年一関市条例第100号	保健福祉部
19	老人福祉センター条例	24 ~ 25	平成17年一関市条例第105号	保健福祉部
20	障害者ふれあい交流施設条例	25 ~ 26	平成17年一関市条例第107号	保健福祉部
21	保健センター条例	26 ~ 27	平成17年一関市条例第110号	保健福祉部
22	シニア活動プラザ条例	27	平成24年一関市条例第36号	保健福祉部
23	真湯温泉センター条例	28	平成17年一関市条例第154号	商工労働部
24	職業訓練センター条例	29	平成17年一関市条例第162号	商工労働部
25	千厩農村勤労福祉センター条例	29 ~ 30	平成17年一関市条例第164号	商工労働部
26	須川温泉地施設条例	30 ~ 31	平成17年一関市条例第165号	商工労働部
27	大東ふるさと分校条例	31 ~ 33	平成17年一関市条例第166号	商工労働部
28	アストロ・ロマン大東条例	33 ~ 35	平成17年一関市条例第167号	商工労働部
29	室根山天文台条例	35 ~ 36	平成17年一関市条例第168号	商工労働部
30	望洋平キャンプ場条例	36 ~ 37	平成17年一関市条例第169号	商工労働部
31	千厩新町にぎわい交流施設条例	37 ~ 38	平成17年一関市条例第231号	商工労働部
32	千厩酒のくら交流施設条例	38 ~ 39	平成18年一関市条例第28号	商工労働部
33	藤沢交流施設条例	39 ~ 40	平成23年一関市条例第30号	商工労働部
34	市街地活性化センター条例	40	平成24年一関市条例第35号	商工労働部
35	自然休養村管理センター条例	41	平成17年一関市条例第117号	農林部
36	農村女性の家条例	41 ~ 42	平成17年一関市条例第118号	農林部
37	都市農村交流館条例	42 ~ 43	平成17年一関市条例第120号	農林部
38	農村環境改善センター条例	43 ~ 44	平成17年一関市条例第123号	農林部
39	花泉農村集落多目的共同利用施設条例	44	平成17年一関市条例第124号	農林部
40	大東開発センター条例	44 ~ 46	平成17年一関市条例第126号	農林部
41	大東浜民地区センター条例	46	平成17年一関市条例第128号	農林部
42	川崎農村研修センター条例	46 ~ 47	平成17年一関市条例第133号	農林部
43	川崎農林水産物直売・食材供給施設条例	47	平成17年一関市条例第135号	農林部
44	ふるさとセンター条例	47 ~ 48	平成17年一関市条例第140号	農林部
45	磐清水文化センター条例	48 ~ 49	平成17年一関市条例第141号	農林部
46	猿沢伝承交流館条例	49	平成22年一関市条例第10号	農林部
47	農業技術開発センター条例	49 ~ 50	平成23年一関市条例第10号	農林部
48	室根農林水産物産地直売・交流促進施設条例	50 ~ 51	平成29年一関市条例第17号	農林部
49	農村公園条例	52	平成17年一関市条例第122号	建設部
50	総合防災センター条例	53	平成17年一関市条例第206号	消防本部
51	室根コミュニティ消防センター条例	53	平成17年一関市条例第207号	消防本部
52	北上川交流センター条例	53 ~ 54	平成17年一関市条例第209号	消防本部
53	千厩ミニシアター条例	55	平成17年一関市条例第77号	教育部
54	骨寺村荘園交流施設条例	55 ~ 56	平成21年一関市条例第30号	教育部

(2) 条例ごとの改正の概要

No.	条例名	施設数	施設名	使用料等改定	部屋の追加等(有料化)	部屋の廃止等	その他変更等
1	室根曲ろくふれあいセンター条例	1	室根曲ろくふれあいセンター	有			
2	文化センター条例	1	一関文化センター	有			・別表第1:字句修正(利用時間の表記) ・備考6:文言整理(利用時間の端数処理)
3	文化伝承館条例	1	一関文化伝承館(舞川市民センター)	有	創作室を分割		
4	学習交流館条例	1	一関学習交流館(山目市民センター赤荻分館)	有			
5	一関コミュニティセンター条例	2	関が丘コミュニティセンター(関が丘市民センター)、真柴コミュニティセンター(真柴市民センター)	有			
6	花泉コミュニティセンター条例	4	刈生沢コミュニティセンター、亥年コミュニティセンター、高倉コミュニティセンター、蝦島コミュニティセンター	無			・別表:字句修正(暖房料→冷暖房料)
7	大東コミュニティセンター条例	1	大東コミュニティセンター(摺沢市民センター)	有			・別表:部屋の名称変更
8	千厩みなみ交流センター条例	1	千厩みなみ交流センター	有		暖房料(多目的ホール)、浴室	
9	室根地区会館条例	5	室根第4区集落センター、室根田茂木地区コミュニティセンター、室根ひこばえの森交流センター、室根第15地区会館、室根交流促進センター	有			・別表:部屋ごとに利用料金を表記(室根田茂木地区コミュニティセンター)
10	健康の森条例	1	いちのせき健康の森	有			・別表:面積区分表記の削除 ・備考:部屋を分割利用する場合の使用料の取扱いを追記
11	宿泊交流研修施設条例	1	花泉宿泊交流研修施設花夢パル	有			
12	産業教養文化体育施設条例	1	一関市産業教養文化体育施設	有	備品		・備考3:文言整理
13	東山地域交流センター条例	1	東山地域交流センター(東山市民センター)	有	舞台		・備考3:削除
14	藤沢コミュニティセンター条例	14	コミュニティセンター 12 グラウンド 2	有			・別表:グラウンド(無料)を追記
15	藤沢文化センター条例	1	藤沢文化センター	有			・別表:字句修正(利用時間の表記) ・備考7:文言整理(利用時間の端数処理)
16	藤沢ニコニコヘルス条例	1	藤沢ニコニコヘルス	有	冷暖房料	浴室	・別表:字句修正(利用区分) ・別表:部屋の名称変更
17	市民センター条例	42	市民センター 34、分館 8	有			・第2条第3項:位置の修正(地番) ・別表:利用区分を整理 ・別表:部屋の名称変更
18	花泉総合福祉センター条例	1	花泉総合福祉センター	有			・別表:字句修正(一室につきを削除) ・別表:部屋ごとに使用料金を表記(和室、中会議室)
19	老人福祉センター条例	2	大東老人福祉センター、千厩老人福祉センター	有		浴室	・別表2:利用単位の修正(1人1回→部屋ごとに1時間) ・利用区分を整理
20	障害者ふれあい交流施設条例	1	サン・アビリティーズ一関	有		冷暖房料(体育館)	
21	保健センター条例	3	一関保健センター、大東保健センター、室根保健センター(会議室等貸出施設)	有			・別表:字句修正(暖房料→冷暖房料) ・備考2:削除
22	シニア活動プラザ条例	1	シニア活動プラザ	有			
23	真湯温泉センター条例	1	一関市真湯温泉センター	有			
24	職業訓練センター条例	1	一関市職業訓練センター	有	冷房料、暖房料		・別表:時間帯別の利用料金を廃止 ・備考:文言整理(パソコン利用料金の取扱い)
25	千厩農村勤労福祉センター条例	1	千厩農村勤労福祉センター	有			
26	須川温泉地施設条例	1	一関市須川温泉地施設	有			・第5条(使用料)、第6条(減免)、別表:削除(施設を無料とするため)

No.	条例名	施設数	施設名	使用料等改定	部屋の追加等(有料化)	部屋の廃止等	その他変更等
27	大東ふるさと分校条例	1	大東ふるさと分校	有		調理室、コインロッカー	備考1:文言整理
28	アストロ・ロマン大東条例	1	アストロ・ロマン大東	有		浴室(日帰り)、キャンプサイト(日帰り)、備品(グラススキーセットほか)	備考1:小学生未満の利用料金の見直し
29	室根山天文台条例	1	室根山天文台	有			
30	望洋平キャンプ場条例	1	望洋平キャンプ場	有		シャワー	第6条(定期休日):曜日変更
31	千厩新町にぎわい交流施設条例	1	千厩新町にぎわい交流施設	有			
32	千厩酒のくら交流施設条例	1	千厩酒のくら交流施設	有	母屋を分割、暖房料		別表:時間帯別の利用料金を廃止 備考:備品等の利用を追記
33	藤沢交流施設条例	1	藤沢交流施設	有			
34	市街地活性化センター条例	1	にぎわい創造センター	有			別表:利用区分(50㎡以下)の削除
35	自然休養村管理センター条例	1	一関自然休養村管理センター(厳美市民センター)	有		和室の分割	
36	農村女性の家条例	2	一関農村女性の家、川崎農村女性の家いぶき会館	有			
37	都市農村交流館条例	1	一関市都市農村交流館	有	冷暖房料		
38	農村環境改善センター条例	3	大東農村環境改善センター(猿沢市民センター)、千厩農村環境改善センター、川崎農村環境改善センター	有		農事研修室(川崎)	
39	花泉農村集落多目的共同利用施設条例	1	花泉農村集落多目的共同利用施設	有			別表:部屋の名称変更
40	大東開発センター条例	1	大東開発センター(興田市民センター)	有		宿泊	第5条(利用時間):宿泊利用の場合を削除
41	大東洪民地区センター条例	2	大東洪民集会センター、大東曾慶地区センター(曾慶市民センター)	有			
42	川崎農村研修センター条例	1	川崎農村研修センター	有			
43	川崎農林水産物直売・食材供給施設条例	1	川崎農林水産物直売・食材供給施設	有	冷暖房料		
44	ふるさとセンター条例	2	奥玉ふるさとセンター(奥玉市民センター)、室根ふるさとセンター(室根市民センター)	有		会議室2(室根)	別表:部屋の名称変更
45	磐清水文化センター条例	1	磐清水文化センター(磐清水市民センター)	有			
46	猿沢伝承交流館条例	1	猿沢伝承交流館	有			
47	農業技術開発センター条例	2	南部農業技術開発センター、北部農業技術開発センター	有			別表2:字句修正
48	室根農林水産物産地直売・交流促進施設条例	1	室根農林水産物産地直売・交流促進施設	有	冷暖房料		
49	農村公園条例	3	大東洪民農村公園、千厩町下広場、千厩南小梨農村公園(夜間照明貸出施設)	有			
50	総合防災センター条例	1	総合防災センター	有			
51	室根コミュニティ消防センター条例	1	室根コミュニティ消防センター	有	調理室		
52	北上川交流センター条例	1	北上川交流センター	有			
53	千厩ミニシアター条例	1	千厩ミニシアター	有			第4条(1):字句修正 別表:字句修正
54	骨寺村荘園交流施設条例	3	骨寺村荘園交流館、骨寺村荘園休憩所、骨寺村荘園広場(駐車場を除く施設)	有			
	施設の計	129					

公共施設の使用料の改正概要

1 改正の趣旨

(1) 見直しの経過
<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 4 月 スポーツ施設の使用料改定 平成 21 年 4 月 集会施設等の使用料改定 <p>以降、現在まで使用料改定（見直し）は行わず、据え置きとしている。</p>
(2) 使用料検証の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次行政改革大綱・集中改革プランで、「受益者と税の負担の公平性を図りながら、使用料の見直しを行う」など、使用料、手数料等の受益者負担について、適正な水準を確保することとしている。
(3) 改正の趣旨
<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めるとともに、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要がある。 受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを図るものである。

2 改正の基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則化
<ul style="list-style-type: none"> 「受益者負担」とは、特定の利益を受ける者から、その受ける利益に応じて負担を求めることであり、使用料は施設利用の対価として設定するものである。 利用者（受益者）から適正な負担をいただくことにより、市民負担の公平性を確保する。
(2) 使用料の設定
<ul style="list-style-type: none"> 統一的な方法で算出した施設の維持管理費や、市内外の類似施設と比較するなど、適正な負担について総合的に判断する。 現行の使用料では、利用形態及び面積が同じ部屋（会議室、体育館等）でも、スポーツ施設と集会施設では使用料が異なる場合がある。公平性のある使用料を設定するために、利用目的や利用形態が同じものは同じ料金に統一する。 見直し対象施設の部屋等を類型に分類し、その維持管理経費の平均から使用料を算定する。
(3) 減免規則等の見直し
<ul style="list-style-type: none"> 減免制度により施設利用のほとんどが無料や減免となることは、受益者負担の原則を損なうことになる。 減免の規則等については「特例的な措置」であることを基本とする。 今回の改正に併せ、減免規則の「経過措置（緩和措置）」を廃止する。
減免の緩和措置の終了
<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度以降に継続してきた減額後の使用料の上限を、1 時間あたり 200 円とする「経過措置（緩和措置）」を終了する。 この緩和措置は、冷暖房費も含めて上限 200 円となっていることから、終了後は、冷暖房の使用があれば加算することとする。 施設ごとで料金差が生じないように使用料を統一し、公平感のある料金設定とする。

(4) 急激な負担増への配慮				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の改定や減免規則等の見直しにより、利用者にとって改定する使用料が急激な負担増となる場合は、県内他市とも比較し、県内他市の類似施設の使用料額を超えない額とする。 ・ 現行の使用料額において、類似する利用形態における異なる使用料額での「経過措置」の廃止による使用料額の激変等を解消するため、会議室等の使用料の単位の基となる面積区分を見直す。 ・ 会議室は、面積区分を4区分から10区分に見直すことで、改定後の負担の軽減を図る。 				
類型の例 (P 4. No.23 研修・会議室等 A の例)				
現 行		改正後		比較 増減
区分	使用料 (1 時間)	区分	使用料 (1 時間)	
① 50 m ² 以下	200 円	① 20 m ² 以下	100 円	-100 円
		② 40 m ² 以下	200 円	0 円
		③ 50 m ² 以下 60 m ² 以下	300 円	100 円 -100 円
② 100 m ² 以下	400 円	④ 80 m ² 以下	400 円	0 円
		⑤ 100 m ² 以下	500 円	100 円
③ 150 m ² 以下	600 円	⑥ 120 m ² 以下	600 円	0 円
		⑦ 140 m ² 以下	700 円	100 円
		⑧ 150 m ² 以下 160 m ² 以下	800 円	200 円 0 円
④ 150 m ² 超	800 円	⑨ 180 m ² 以下	900 円	100 円
		⑩ 180 m ² 超	1,000 円	200 円
(5) 無料施設の有料化				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用の在り方、類似施設との均衡を図るため適切な受益者負担（有料化）を検討し、一部施設を有料化する。 				
(6) 定期的な見直し				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も定期的に検証を行い、使用料の見直しを進める。 				

3 使用料設定の考え方

(1) 使用料の算定根拠
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の維持管理経費を原価として、1 m²、1 人あたり等の経費を基に使用料を算定する。 ・ 利用目的や利用形態が同じ施設は合算して平均化を図り、同じ料金とする。 ・ 原価計算が困難なもの、原価を基に算定することが適当でないものは、県内他市の類似施設との均衡を図り設定する。
(2) 原価（維持管理経費）の算出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間の施設の維持管理経費を年度ごとに算出し、その平均額を原価とする。 ((4) の★)
(3) 使用料の基本方式
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料 = 基本使用料 + 特別使用料（冷暖房費、附属設備使用料）
(4) 基本使用料の算定方法
① 一定区画の原価（1 時間あたり） $\text{一定区画の原価} = \frac{\text{年間維持管理経費（原価）} \star}{\text{貸出対象総面積} \times \text{年間使用可能時間}} \times \text{一定区画の面積}$

② 個人利用施設の計算（1人あたり） 1人あたりの原価＝年間維持管理経費（原価）★÷年間施設利用者目標数
(5) 特別使用料
・ 使用料とは別に実費を基準として設定する。
(6) 使用料の設定単位
・ 原則として1時間または1人あたりとし、10円単位（端数四捨五入）で設定する。
(7) 指定管理施設における利用料金の設定
・ 指定管理施設においては、利用料金は使用料の額の範囲内で、指定管理者が利用料金を定めることができる。

4 施行期日 令和5年4月1日

5 類型ごとの改正内容

No.	区 分	主な改正内容
1	プールA（温水プール）	近隣他市の類似施設の使用料程度とする。
2	プールB（温水プール以外）	就学前児童は一律無料とする。
3	野球場A（観客席完備施設）	改定しない。観客席数が異なるため料金は統一しない。
4	野球場B（外野天然芝施設）	東台野球場は、利用を軟式に限定していることから改定する。
5	野球場C（土グラウンド施設）	近隣他市の類似施設の使用料程度とし、一律400円とする。
6	ソフトボール場	改定しない。
7	サッカー・ラグビー場（人工芝施設）	平均維持管理費から算定する。
8	テニスコートA（スポーツ施設/砂入人工芝施設）	改定しない。
9	テニスコートB（スポーツ施設/クレートコート施設）	改定しない。
10	テニスコートC（観光施設）	テニスコートA、Bの料金と統一する。
11	グラウンドA（スポーツ施設）	改定しない。
12	グラウンドB（スポーツ施設等）	料金を統一し、一律200円とする。
13	体育館 (A:スポーツ施設及び準ずる施設並びに B:集会施設等併設施設)	施設によって平均維持管理費に差があることから、下記の4区分を設定する。 ① 体育館または体育館がメインの施設 200㎡ごとに1時間 200円 (最低400円、上限1,000円) ② 集会施設に併設された施設 200㎡ごとに1時間 200円 (最低400円、上限600円) ③ 閉校等により再利用されている施設 一律 200円 ④ 冷暖房完備の総合的な施設 個別に設定

No.	区 分	主な改正内容
13	体育館 A (スポーツ施設及び準ずる施設)の個人利用	料金を統一し、一律 200 円とする。
	体育館 B (集会施設等併設施設)の個人利用	改定しない。
14	トレーニング室	改定しない。
15	スカッシュコート	平均維持管理費から算定する。
16	武道館	武道以外のスポーツ利用もあることから、「13 体育館の①(体育館のみまたは体育館がメインの施設)」と同じ算定方法に統一する。
17	スケート場	改定しない。
18	リフト	改定しない。
19	ホール A (操作係員対応あり)	消費税率 10%への引き上げ分を加算する。
20	ホール B (操作係員対応なし)	維持管理経費とホール A (中ホール) の改定額を参考に算定する。
21	展示室	消費税率 10%への引き上げ分を加算する。
22	楽屋・控室	改定しない。
23	研修・会議室等 A (集会施設及び準ずる施設)	スポーツ施設と集会施設の算定方法を統一し、面積区分を 20 m ² に設定する。(20 m ² ごとに 1 時間 100 円、上限 1,000 円) 冷暖房を使用する場合、20 m ² ごとに 1 時間 20 円とする。(上限 200 円)
24	研修・会議室等 B (地区集会所的利用施設)	改定しない。
25	視聴覚室・PCルーム・音楽室	「23 研修・会議室等 A」の 20 m ² /100 円と同じ算定方法とする。 機材を使用する場合、使用料は別途設定する。
26	宿泊室 A (専用の宿泊室を有する施設/研修施設)	改定しない。
27	宿泊室 B (専用の宿泊室を有する施設/観光施設)	個別要素を加味し算定する。
28	宿泊室 C (専用の宿泊室がない施設)	個別要素を加味し算定する。
29	浴室 A (温泉施設)	個別要素を加味し算定する。
30	浴室 B (温泉以外の施設)	個別要素を加味し算定する。
31	キャンプ場	個別要素を加味し算定する。
32	バンガロー	個別要素を加味し算定する。
33	コテージ	個別要素を加味し算定する。
34	広場	個別要素を加味し算定する。

No.	区 分	主な改正内容
35	展示施設 A (観光施設)	個別要素を加味し算定する。
36	展示施設 B (文化教養施設)	個別要素を加味し算定する。
37	その他の施設	個別要素を加味し算定する。
38	ゴルフ場	改定しない。
39	設備利用(照明)	電気料金の目安単価 (1 時間、1 kwh あたり 27.5 円) と照明設備の電力量に応じて算定する。
40	設備利用(その他)	個別要素を加味し算定する。
41	冷暖房	灯油単価等と各施設の設備に応じて算定する。
42	持込電気器具使用料	電気料金の目安単価 (1 時間、1 kwh あたり 27.5 円) と、一般的なコンセントの許容電力量 1.5kw から算定する。
43	その他備付電気器具使用料	改定しない。

議案第6号

一 関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

一関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年一関市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（同条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u></p> <p>採用されないことが明らか</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（同条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らか</u></p>

でない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
イ・ウ [略]

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれにも該当する

非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 [略]

でない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
イ・ウ [略]

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める

非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 [略]

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければ

<p>(委任) <u>第21条</u> [略]</p>	<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるように</u> <u>するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任) <u>第23条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第7号

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

一関市スポーツ施設条例（平成17年一関市条例第95号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
施設	施設の名称	位置	施設	施設の名称	位置
[略]			[略]		
多目的グラ ウンド	[略]		多目的グラ ウンド	[略]	
	東山多目的グラウンド	[略]		東山多目的グラウンド	[略]
			室根多目的グラウンド	一関市室根町折壁字宝 下56番地1	
[略]			[略]		

別表第2（第5条関係）

施設	施設の名称	利用期間	利用時間	休日
水泳プー ル	[略]			
	藤沢B&G海 洋センター	1月4日か ら12月28 日まで	午前9時30分 から午後0時 30分まで（た だし、1月から 6月まで及び 10月から12月 までの期間の火 曜日から金曜日 までを除く。）	毎週月曜 日
			午後1時30分 から午後4時 30分まで	
			午後6時から午 後9時まで（た だし、日曜日及 び国民の祝日を 除く。）	

別表第2（第5条関係）

施設	施設の名称	利用期間	利用時間	休日
水泳プー ル	[略]			
	藤沢B&G海 洋センター <u>（トレーニング 室を除く。）</u>	1月4日か ら12月28 日まで	午前9時30分 から午後0時 30分まで（た だし、1月から 6月まで及び 10月から12月 までの期間の火 曜日から金曜日 までを除く。）	毎週月曜 日
			午後1時30分 から午後4時 30分まで	
			午後6時から午 後9時まで（た だし、日曜日及 び国民の祝日を 除く。）	
<u>藤沢B&G海 洋センター （トレーニング 室に限る。）</u>	<u>1月4日か ら12月28 日まで</u>	<u>午前9時30分 から午後9時 まで（ただ し、日曜日及 び国民の祝日 は午前9時30 分から午後4</u>	<u>毎週月 曜日</u>	

野球場	[略]			
	花泉運動公園 野球場	3月16日 から11 月30日まで	午前5時から 午後10時まで	
	[略]			
テニスコ ート	一関運動公園 テニスコート	1月4日か ら12月28 日まで	午前5時から 午後10時まで	毎月第 4水曜 日
	花泉運動公園 テニスコート	1月4日か ら12月28 日まで	午前5時から 午後10時まで	
	花泉テニスコ ート	1月4日か ら12月28 日まで	午前5時から 午後10時まで	毎週月 曜日
	春日公園テニ スコート	1月4日か ら12月28 日まで	午前5時から 午後10時まで	
	伊勢館公園テ ニスコート	1月4日か ら12月28 日まで	午前5時から 午後10時まで	
	清田テニスコ ート	1月4日か ら12月28 日まで	午前5時から 午後10時まで	

			時30分まで)	
野球場	[略]			
	花泉運動公園 野球場	3月第1 週の土曜 日から11 月30日ま で	午前5時から 午後10時まで	
	[略]			
テニスコ ート	一関運動公園 テニスコート	1月4日 から12月 28日まで	午前6時から 午後10時まで	毎月第 4水曜 日
	花泉運動公園 テニスコート	1月4日 から12月 28日まで	午前6時から 午後10時まで	
	花泉テニスコ ート	1月4日 から12月 28日まで	午前6時から 午後10時まで	毎週月 曜日
	春日公園テニ スコート	1月4日 から12月 28日まで	午前6時から 午後10時まで	
	伊勢館公園テ ニスコート	1月4日 から12月 28日まで	午前6時から 午後10時まで	
	清田テニスコ ート	1月4日 から12月 28日まで	午前6時から 午後10時まで	

	千厩多目的グラウンドテニスコート	1月4日から12月28日まで	午前5時から日没まで	
	東山テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	毎週月曜日
	室根テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	毎週月曜日
	川崎テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	毎週月曜日
	藤沢テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	
[略]				
多目的グラウンド	一関運動公園多目的広場	1月4日から12月28日まで	午前5時から日没まで	毎月第4水曜日
	花泉運動公園多目的競技場	1月4日から12月28日まで	午前5時から日没まで	
	大東グラウンド	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	
	春日グラウンド	1月4日から12月28日まで	午前5時から日没まで	

	千厩多目的グラウンドテニスコート	1月4日から12月28日まで	午前6時から日没まで	
	東山テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	毎週月曜日
	室根テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	毎週月曜日
	川崎テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	毎週月曜日
	藤沢テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	
[略]				
多目的グラウンド	一関運動公園多目的広場	1月4日から12月28日まで	午前6時から日没まで	毎月第4水曜日
	花泉運動公園多目的競技場	1月4日から12月28日まで	午前6時から日没まで	
	大東グラウンド	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	
	春日グラウンド	1月4日から12月28日まで	午前6時から日没まで	

		日まで		
	千厩多目的グラウンド運動広場	1月4日から12月28日まで	午前5時から日没まで	
	東山多目的グラウンド	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	毎週月曜日
	川崎運動広場	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	毎週月曜日
	藤沢運動広場	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	
サッカー・ラグビー場	一関サッカー・ラグビー場	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	
	萩荘サッカー場	1月4日から12月28日まで	午前5時から午後10時まで	
	千厩多目的グラウンドサッカー場	1月4日から12月28日まで	午前5時から日没まで	
[略]				

		日まで		
	千厩多目的グラウンド運動広場	1月4日から12月28日まで	午前6時から日没まで	
	東山多目的グラウンド	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	毎週月曜日
	室根多目的グラウンド	1月4日から12月28日まで	午前6時から日没まで	毎週月曜日
	川崎運動広場	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	毎週月曜日
	藤沢運動広場	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	
サッカー・ラグビー場	一関サッカー・ラグビー場	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後10時まで	
	萩荘サッカー場	3月16日から11月30日まで	午前6時から午後10時まで	
	千厩多目的グラウンドサッカー場	1月4日から12月28日まで	午前6時から日没まで	
[略]				

体育館	一関市総合体 育館	1月4日か ら12月28 日まで	午前8時30分 から午後10時 まで	<u>毎週月 曜日</u>
	[略]			
	千厩体育館	1月4日か ら12月28 日まで	午前8時30分 から午後10時 まで	<u>第2・ 第4月 曜日</u>
[略]				
武道館	[略]			
	千厩武道館	1月4日か ら12月28 日まで	午前8時30分 から午後10時 まで	<u>第2・ 第4月 曜日</u>
[略]				

体育館	一関市総合体 育館	1月4日か ら12月28 日まで	午前8時30分 から午後10時 まで	<u>毎週火 曜日</u>
	[略]			
	千厩体育館	1月4日か ら12月28 日まで	午前8時30分 から午後10時 まで	<u>毎週月 曜日</u>
[略]				
武道館	[略]			
	千厩武道館	1月4日か ら12月28 日まで	午前8時30分 から午後10時 まで	<u>毎週月 曜日</u>
[略]				

別表第3(第9条関係)

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位:円)

名称	種別	区分		単位	使用料	摘要
一関水泳 プール	プール	個人	就学前	1 回	50	
			高校生以下		100	
			一般		200	
		団体	高校生以下30人まで		750	
		一般30人まで	1,500	1人増すごとに50円		
	会議室			1時間	200	
花泉水泳 プール	プール	個人	就学前	1 回	50	
			高校生以下		100	
			一般		200	
		団体	高校生以下30人まで		750	
		一般30人まで	1,500	1人増すごとに50円		

別表第3(第9条関係)

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位:円)

名称	種別	区分		単位	使用料	摘要
一関水泳 プール	プール	個人	就学前	1 人 1 回	無料	
			高校生以下		100	
			一般		200	
		団体	高校生以下15人以上		70	
		一般15人以上	140			
	会議室			1時間	300	
	会議室 冷暖房 設備			60		
花泉水泳 プール	プール	個人	就学前	1 人 1 回	無料	
			高校生以下		100	
			一般		200	
		団体	高校生以下15人以上		70	
		一般15人以上	140			

東山 B & G 海洋センター	プール	個人	高校生以下	1 回	100		東山 B & G 海洋センター	プール	個人	就学前	1 人 1 回	無料			
			一般		200					高校生以下		100			
		団体	高校生以下 30 人まで		1,500				1 人増すごとに 25 円	一般		200		高校生以下 15 人以上	70
			一般 30 人まで		3,000				1 人増すごとに 50 円	一般 15 人以上		140			
藤沢 B & G 海洋センター	プール	個人 (クラブ員を除く。)	就学前 (3 歳以上)	1 回	100		藤沢 B & G 海洋センター	温水プール	個人 (クラブ員を除く。)	就学前	1 人 1 回	無料			
			中学生及び小学生		300					中学生及び小学生		360			
			高校生		400					高校生		480			
			一般		500					一般		600			
		個人 回数 利用 (クラブ員を除く。)	就学前 (3 歳以上)	6 回	500		個人 回数 利用 (クラブ員を除く。)	就学前	6 回	無料					
			中学生及び小学生		1,500			中学生及び小学生		1,800					
			高校生		2,000			高校生		2,400					
			一般		2,500			一般		3,000					

会員 (クラブ員 を除く。)	就学前 (3歳以上)	1 回	60
	中学生及び小学生		180
	高校生		240
	一般		300
会員 回数 利用 (クラブ員 を除く。)	就学前 (3歳以上)	6 回	300
	中学生及び小学生		900
	高校生		1,200
	一般		1,500
団体 (クラブ員 を除く15 人以上の 場合)	就学前 (3歳以上)	1 人 1 回	70
	中学生及び小学生		210
	高校生		280
	一般		350
トレー ニング	[略]		
会員	高校生以	6	300

会員 (クラブ員 を除く。)	就学前	1 人 1 回	無料
	中学生及び小学生		210
	高校生		280
	一般		360
会員 回数 利用 (クラブ員 を除く。)	就学前	6 回	無料
	中学生及び小学生		1,050
	高校生		1,400
	一般		1,800
団体 (クラブ員 を除く15 人以上の 場合)	就学前	1 人 1 回	無料
	中学生及び小学生		250
	高校生		330
	一般		420
トレー ニング	[略]		

	夜間照明設備			間	<u>2,000</u>	
花泉運動公園野球場	[略]					
	夜間照明設備			1時間	<u>3,000</u>	
大東野球場	[略]					
	夜間照明設備			1時間	<u>3,000</u>	
伊勢館公園野球場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	<u>100</u>	
			一般		<u>200</u>	
[略]						
室根野球場	[略]					
	夜間照明設備			1時間	<u>2,000</u>	
一関運動公園テニスコート、花泉運動公園テニスコート、 <u>花泉テニス</u>	コート	高校生以下		1面 1時間	100	
		一般			200	
	夜間照明設備				<u>200</u>	

	夜間照明設備			間	<u>2,500</u>	
花泉運動公園野球場	[略]					
	夜間照明設備			1時間	<u>3,500</u>	
大東野球場	[略]					
	夜間照明設備			1時間	<u>3,500</u>	
伊勢館公園野球場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	<u>200</u>	
			一般		<u>400</u>	
[略]						
室根野球場	[略]					
	夜間照明設備			1時間	<u>2,500</u>	
一関運動公園テニスコート、花泉運動公園テニスコート	コート	高校生以下		1面 1時間	100	
		一般			200	
	夜間照明設備				<u>250</u>	
	<u>放送設備</u>				<u>1回</u>	

コート、 清田テニ スコ ート、千 厩多目的 グラウン ドテニス コート、 東山テニ スコ ート、 室根テニ スコ ート (屋外)、 川崎テニ スコ ート、 藤沢 テニス コ ート	花泉テニ スコ ート、室 根テニス コ ート(屋 外)、川 崎テニス コ ート	コート	高校生以下	1 面 1 時 間	100	
			一般		200	
		夜間照 明設備			250	
	千厩多目 的グラウ ンドテニ スコ ート	コート	高校生以下	1 面 1 時 間	100	
			一般		200	
	清田テニ スコ ート、東 山テニス コ ート	コート	高校生以下	1 面	100	
			一般		200	
		夜間照 明設備		1 時 間	200	
		放送設 備	清田テニスコ ート	1 回	200	
		移動式 放送設 備	東山テニスコ ート			
	藤沢テニ スコ ート	コート	高校生以下	1 面 1	100	
			一般		200	

		上)				
	[略]					
	会議室			<u>1</u> <u>日</u>	<u>1,000</u>	
[略]						
大東グラウンド、春日グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下 一般	1時間	100 200 350	
	夜間照明設備					
千厩多目的グラウンド運動広場	ゲートボール場、グラウンドゴルフ場				無料	
東山多目的グラウンド	[略]					
	夜間照明設備			<u>1</u> <u>時</u>	1,000	
		上)				
	[略]					
	会議室			<u>1</u> <u>時間</u>	<u>300</u> <u>60</u>	
	会議室 冷暖房 設備					
[略]						
大東グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下 一般	1時間	100 200 500	
	夜間照明設備					
春日グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下 一般	1時間	100 200	
千厩多目的グラウンド運動広場	ゲートボール場	高校生以下 一般		1時間	100 200	
	グラウンドゴルフ場				無料	
	放送設備			<u>1</u> <u>回</u>	<u>200</u>	
東山多目的グラウンド	[略]					
	夜間照明設備			<u>1</u> <u>面</u>	1,000	

広場	ンド		下	区 域		
			一般			
	夜間照 明設備			1 時 間	<u>300</u>	
一関サッ カー・ラ グビー場	グラウ ンド	専用	高校生以 下	1 時 間	<u>1,500</u>	2分の1以 下を利用す る場合の使 用料の額 は、この表 により算定 した額の2 分の1に相 当する額と する。
			一般		<u>3,000</u>	
	夜間照 明設備	全面点灯		<u>3,000</u>	半減点灯と する場 合は、この表 により算定 した額の2 分の1に相 当する額と する。	
		半面点灯		<u>1,500</u>		
[略]						
[略]						
一関運動 公園ソフ	グラウ ンド	[略]				

広場	ンド		下	区 域		
			一般			
	夜間照 明設備			1 時 間	<u>350</u>	
一関サッ カー・ラ グビー場	グラウ ンド	専用	高校生以 下	1 時 間	<u>1,000</u>	2分の1以 下を利用す る場合の使 用料の額 は、この表 により算定 した額の2 分の1に相 当する額と する。
			一般		<u>2,000</u>	
	夜間照 明設備	全面点灯		<u>2,000</u>	半減点灯と する場 合は、この表 により算定 した額の2 分の1に相 当する額と する。	
		半面点灯		<u>1,000</u>		
[略]						
[略]						
一関運動 公園ソフ	グラウ ンド	[略]				

トボール場						トボール場	放送設備				<u>1</u>	<u>200</u>		
[略]							[略]							
一関市総合体育館	メインアリーナ	専用	高校生以下	1時間	<u>1,200</u>	専用利用において、3分の2、2分の1、3分の1及び6分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ3分の2、2分の1、3分の1及び6分の1に相当する額とする。	メインアリーナ	専用	高校生以下	1時間	<u>1,500</u>	専用利用において、3分の2、2分の1、3分の1及び6分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ3分の2、2分の1、3分の1及び6分の1に相当する額とする。		
			一般		<u>2,400</u>				一般		<u>3,000</u>			
		個人	高校生以下	<u>1</u> 回	100			高校生以下	<u>1</u> 人	100				
			一般		200			一般		<u>1</u> 回	200			
	サブアリーナ	専用	高校生以下	1時間	<u>400</u>		専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この	サブアリーナ	専用	高校生以下	1時間		<u>500</u>	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この
			一般		<u>800</u>					一般			<u>1,000</u>	
個人		高校生以下	<u>1</u>	100	個人	高校生以下		<u>1</u>	100					

		下 一般	回	200	表により算 定した額の 2分の1に 相当する額 とする。
[略]					
会議室	1室		1 時 間	200	

		下 一般	人 1 回	200	表により算 定した額の 2分の1に 相当する額 とする。
[略]					
会議室			1 時 間	300	
会議室				200	
会議室				300	
大会本 部室				300	
選手控 室1				200	
選手控 室2				200	
選手控 室3				200	
控室1				100	
控室2				100	
会議室 等冷暖 房設備	会議室1、会議 室3、大会本部 室			60	

[略]			
舞台照明設備		<u>1時間</u>	1,600
[略]			
<u>メインアリーナ</u> 冷房設備		1時間	<u>2,500</u>
<u>メインアリーナ</u> 暖房設備			<u>3,500</u>
<u>サブアリーナ</u> 冷房設備			<u>500</u>
<u>サブアリーナ</u> 暖房設備			<u>800</u>

	会議室 2、選手控室 1、選手控室 2、選手控室 3		<u>40</u>
	控室 1、控室 2		<u>20</u>
[略]			
舞台照明設備		<u>1回</u>	1,600
[略]			
<u>メインアリーナ</u> 冷暖房設備		1時間	<u>3,000</u>
<u>サブアリーナ</u> 冷暖房設備			<u>1,000</u>

東口体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	600	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		1,200	
		個人	高校生以下	1回	100	
			一般		200	
ミーティングルーム	1室			1時間	200	
					2,000	
アリーナ暖房設備						
花泉体育館、大東体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の
			一般		800	
		個人	高校生以下	1回	100	
東口体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	900	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		1,800	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1回	200	
ミーティングルーム	1室			1時間	300	
					60	
					2,000	
アリーナ暖房設備						
花泉体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の
			一般		1,000	
		個人	高校生以下	1人	100	

			一般	間	1,000	分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。	
	個人		高校生以下	1人	100		
			一般	1回	200		
	会議室			1時間	600		
	会議室 冷暖房 設備			1時間	120		
	放送設備			1回	200		
	アリーナ暖房設備		ブライトヒーター	1時間	400		
大東バレーボール記念館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に	
			一般		1,000		
		個人	高校生以下	1人	1		100
			一般		1回		200

東山総合 体育館	アリー ナ	専用	高校生以 下	1 時 間	600	専用利用に おいて2分 の1、4分 の1を利用 する場合の 使用料の額 は、この表 により算定 した額のそ れぞれ2分 の1、4分 の1に相当 する額とす る。	
			一般		1,200		
		個人	高校生以 下	1 回	100		
			一般		200		
	研修室		1 時 間	200			
	会議室			200			
	[略]						
	放送設 備		1 回	200			
東山総合 体育館	アリー ナ	専用	高校生以 下	1 時 間	900	専用利用に おいて2分 の1、4分 の1を利用 する場合の 使用料の額 は、この表 により算定 した額のそ れぞれ2分 の1、4分 の1に相当 する額とす る。	
一般			1,800				
個人		高校生以 下	1 人 1 回	100			
		一般		200			
研修室		1 時 間	500				
会議室			500				
研修室 等冷暖 房設備	研修室、会議室		100				
[略]							
放送設 備		1 回	200				
移動式 放送設 備							
プロジ ェクタ							

東山農村 勤労福祉 センター	アリー ナ	専用	高校生以 下	1 時 間	<u>100</u>		アリー ナ	専用	高校生以 下	1 時 間	<u>400</u>		
			一般		<u>200</u>				一般		<u>800</u>		
		個人	高校生以 下	<u>1</u> 回	<u>50</u>			個人	高校生以 下	<u>1</u> 人	<u>100</u>		
			一般		<u>100</u>				一般		<u>200</u>		
	小会議 室			1 時 間	200		小会議 室			1 時 間	200		
	ミーテ ィング ルーム				200		ミーテ ィング ルーム			1 時 間	200		
													<u>400</u>
											<u>200</u>		
											<u>40</u>		
											<u>80</u>		
											<u>400</u>		
室根体育 館	アリー ナ	専用	高校生以 下	1 時	<u>400</u>	専用利用に おいて、2	室根体育 館	アリー ナ	専用	高校生以 下	1 時	<u>500</u>	専用利用に おいて、2

		一般	間	<u>800</u>	分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。	
	個人	高校生以下	<u>1</u> 回	<u>50</u>		
		一般		<u>100</u>		
卓球室	専用	高校生以下	1時間	<u>100</u>		
		一般	時間	<u>200</u>		
アリーナ暖房設備	ブライトヒーター		1時間	400		
放送設備			1回	200		
研修室・会議室			1時間	<u>200</u>		
		一般	間	<u>1,000</u>		分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
	個人	高校生以下	<u>1</u> 人	<u>100</u>		
		一般	<u>1</u> 回	<u>200</u>		
卓球室	専用	高校生以下	1時間	<u>200</u>		
		一般	時間	<u>400</u>		
アリーナ暖房設備	ブライトヒーター		1時間	400		
	ジェットヒーター		時間	<u>400</u>		
放送設備			1回	200		
移動式放送設備				<u>100</u>		
研修室			1時間	<u>500</u>		
会議室			時間	<u>200</u>		
研修室等冷暖房設備	研修室			<u>100</u>		
	会議室			<u>40</u>		

川崎体育センター	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。		
			一般		800			
		個人	高校生以下	1回	50			
			一般		100			
	ミーティング室			1時間	200			
	アリーナ暖房設備				2,500			
川崎体育センター	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。		
			一般		800			
		個人	高校生以下	1人	100			
			一般	1回	200			
	ミーティング室			1時間	300			
					60			
	放送設備			1回	200			
アリーナ暖房設備			1時間	2,500				
藤沢体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間		500		
			一般			1,000		
	個人	高校生以下	1	100				

								下	人		
								一般	1	回	200
							放送設備		1	回	200
藤沢スポーツプラザ	室内運動場	専用	高校生以下	1時間	100	藤沢スポーツプラザ	室内運動場	専用	高校生以下	1時間	400
			一般		200				一般		800
		個人	高校生以下	1回	50			個人	高校生以下	1人	100
			一般		100				一般		200
ミーティングルーム			1時間	200	ミーティングルーム			1時間	400		
多目的ホール			1時間	200	多目的ホール					500	
							ミーティングルーム	ミーティングルーム			80
							ミーティングルーム等冷暖房設備	多目的ホール			100
	上記の区分にかかわらず、合宿研修等のため、1夜を通して使用する許可を得た			1夜	2,200		上記の区分にかかわらず、合宿研修等のため、1夜を通して使用する許可を得た			1夜	7,600

		場合（全館使用に限る。）								午後10時から午前8時30分まで				
一関武道館	柔道場、剣道場、弓道場、2階武道場	専用	高校生以下	1時間	<u>100</u>		一関武道館	柔道場	専用	高校生以下	1時間	<u>200</u>		
			一般		<u>200</u>					一般		<u>400</u>		
	個人	高校生以下	<u>1回</u>	50	高校生以下		<u>1人</u>	50	高校生以下	<u>1回</u>	100			
		一般		100	一般			<u>1人</u>	100					
							剣道場	専用	高校生以下	1時間	<u>200</u>			
								一般	<u>400</u>					
								個人	高校生以下	<u>1人</u>	<u>50</u>			

		個人	高校生以下	<u>1</u> <u>回</u>	50
			一般		100
花泉弓道場	弓道場	[略]			
		個人	高校生以下	<u>1</u> <u>回</u>	50
			一般		100
[略]					
唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく	ホール			1 時間	<u>200</u>
ニコニコドーム	和室			1 時間	<u>200</u>
	多目的ホール			1 時	<u>200</u>

		個人	高校生以下	<u>1</u> <u>人</u>	50
			一般	<u>1</u> <u>回</u>	100
	武道場 (柔道場)	専用	高校生以下	<u>1</u> 時間	<u>200</u>
			一般		<u>400</u>
		個人	高校生以下	<u>1</u> <u>人</u>	50
			一般	<u>1</u> <u>回</u>	<u>100</u>
花泉弓道場	弓道場	[略]			
		個人	高校生以下	<u>1</u> <u>人</u>	50
			一般	<u>1</u> <u>回</u>	100
[略]					
唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく	ホール			1 時間	<u>400</u>
ニコニコドーム	和室			1 時間	<u>300</u>
	多目的ホール			1 時	<u>1,000</u>

			間						
	スカッシュルーム	高校生以下	1時間	<u>100</u>				1	<u>130</u>
		一般		<u>200</u>				1時間	<u>260</u>
						和室等	和室		<u>60</u>
						冷暖房設備	多目的ホール		<u>200</u>
						放送設備		<u>1回</u>	<u>200</u>
						移動式放送設備			<u>100</u>
千厩アイズアリーナ	[略]								
	スケート場として利用しない場合	専用	1時間	<u>800</u>		専用	高校生以下	1時間	<u>400</u>
		個人		<u>50</u>			一般		<u>800</u>
						個人	高校生以下	1人	<u>100</u>
							一般		<u>200</u>
すばーく藤沢	コート	高校生以下	1面 1時間	<u>200</u>		コート	高校生以下	1面 1時間	<u>300</u>
		一般		<u>400</u>			一般		<u>600</u>

<p>備考 1～3 [略]</p> <p>(2) [略] 2～4 [略]</p>	<p>備考 1～3 [略]</p> <p><u>4 使用料を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) [略] 2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し、必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第7号 参考資料

一関市スポーツ施設条例の改正概要

1 無料施設の有料化等

施設名	現 行	改正案 (1時間)	理 由
千厩多目的グラウンド運動広場ゲートボール場	無料	200円	他の施設と均衡を図るため。
室根多目的グラウンド	(新設)	200円	グラウンドゴルフ等で利用があり、施設管理に係る経費が生じているため。

2 利用期間の変更について

施設名	現 行	改正案	理 由
花泉運動公園野球場	3月16日から 11月30日まで	3月第1週の土曜日 から11月30日まで	他の球場より雪解けが早く、例年利用開始を早めるよう要望があり、利用期間を1週間程度早めようとするもの。
萩荘サッカー場	1月4日から 12月28日まで	3月16日から 11月30日まで	利用が少ない冬期間を休止するもの。

3 利用時間の変更について

施 設	現 行	改正案	理 由
藤沢B&G海洋センター トレーニング室	①午前9時30分から 午後0時30分まで (ただし、1月から6月 まで及び10月から12月 までの期間の火曜日から 金曜日までを除く。) ②午後1時30分から 午後4時30分まで ③午後6時から 午後9時まで (ただし、日曜日及び 国民の祝日を除く。)	午前9時30分から 午後9時まで (ただし、日曜日及び 国民の祝日は午前9時30分 から午後4時30分まで)	プールの利用時間に合わせる トレーニング室の利用時間 について、一関市総合体育館、 東山総合体育館のトレーニング 室と同様に、通して利用できる よう利用時間を変更して、利 用者の利便性の向上を図るもの。

施設	施設名	現行	改正案	理由
テニスコート	一関運動公園テニスコート	午前5時から 午後10時まで	午前6時から 午後10時まで	利用時間が午前5時からとなっているテニスコート、多目的グラウンド、サッカー・ラグビー場について、現在の利用状況から、利用時間を午前5時から午前6時に改めようとするもの。
	花泉運動公園テニスコート			
	花泉テニスコート			
	春日公園テニスコート			
	伊勢館公園テニスコート			
	清田テニスコート			
	東山テニスコート			
	川崎テニスコート			
	藤沢テニスコート			
	室根テニスコート (屋外・屋内)			
	千厩多目的グラウンドテニスコート	午前5時から 日没まで	午前6時から 日没まで	
多目的グラウンド	一関運動公園多目的広場	午前5時から 日没まで	午前6時から 日没まで	
	花泉運動公園多目的競技場			
	千厩多目的グラウンド運動広場			
	春日グラウンド			
	大東グラウンド	午前5時から 午後10時まで	午前6時から 午後10時まで	
	東山多目的グラウンド			
	川崎運動広場			
	藤沢運動広場			
サッカー・ラグビー場	萩荘サッカー場	午前5時から 午後10時まで	午前6時から 午後10時まで	
	一関サッカー・ラグビー場			
	千厩多目的グラウンドサッカー場	午前5時から 日没まで	午前6時から 日没まで	

4 休日の変更について

施設	現行	改正案	理由
一関市総合体育館	毎週月曜日	毎週火曜日	ほとんどの体育館が月曜日を休日としていることから、月曜日における屋内での多様なスポーツ活動の場を創出するため、休日を月曜日から火曜日に変更し、利用者の利便性の向上を図るもの。
千厩体育館	第2・第4	毎週月曜日	休日を追加し、他の施設と同様の休日とするもの。
千厩武道館	月曜日		

5 使用料の見直しについて

市では多種多様な公共施設を設置し、市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直し、スポーツ施設の使用料についても、同様の見直しを行うもの。

使用料等の見直しを行う施設（63施設のうち55施設が対象）

施設	施設の名称	位置
水泳プール	一関水泳プール	一関市狐禅寺字石ノ瀬18番地4
	花泉水泳プール	一関市花泉町涌津字古川8番地
	東山B&G海洋センター	一関市東山町長坂字西本町212番地8
	藤沢B&G海洋センター	一関市藤沢町徳田字大望沢37番地10
野球場	一関運動公園野球場	一関市萩荘字箱清水4番地2
	東台野球場	一関市東台14番地23
	花泉運動公園野球場	一関市花泉町花泉字伊勢沢14番地3
	大東野球場	一関市大東町摺沢字上堺の沢72番地
	伊勢館公園野球場	一関市大東町鳥海字清水22番地
	室根野球場	一関市室根町折壁字宝下56番地1
テニスコート	一関運動公園テニスコート	一関市萩荘字箱清水4番地2
	花泉運動公園テニスコート	一関市花泉町花泉字伊勢沢14番地3
	花泉テニスコート	一関市花泉町老松字水沢185番地1
テニスコート	春日公園テニスコート	一関市大東町大原字川内35番地
	伊勢館公園テニスコート	一関市大東町鳥海字細田15番地1
	清田テニスコート	一関市千厩町清田字落合2番地1
	千厩多目的グラウンドテニスコート	一関市千厩町千厩草井沢32番地2
	東山テニスコート	一関市東山町長坂字西本町160番地
	室根テニスコート	一関市室根町折壁字向山85番地
	川崎テニスコート	一関市川崎町薄衣字法道地151番地4
	藤沢テニスコート	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地3
陸上競技場	一関運動公園陸上競技場	一関市萩荘字箱清水4番地2

施設	施設の名称	位置
多目的グラウンド	一関運動公園多目的広場	一関市萩荘字箱清水4番地2
	花泉運動公園多目的競技場	一関市花泉町花泉字伊勢沢14番地3
	大東グラウンド	一関市大東町摺沢字上堺の沢72番地
	春日グラウンド	一関市大東町大原字川内27番地
	千厩多目的グラウンド運動広場	一関市千厩町千厩字草井沢32番地2
	東山多目的グラウンド	一関市東山町長坂字西本町169番地1
	川崎運動広場	一関市川崎町薄衣字法道地152番地5
	藤沢運動広場	一関市藤沢町藤沢字仁郷41番地
サッカー・ラグビー場	一関サッカー・ラグビー場	一関市狐禅寺字石ノ瀬98番地1
	萩荘サッカー場	一関市萩荘字長者原250番地1
	千厩多目的グラウンドサッカー場	一関市千厩町千厩字草井沢32番地2
ソフトボール場	一関運動公園ソフトボール場	一関市萩荘字箱清水94番地2
体育館	一関市総合体育館	一関市狐禅寺字石ノ瀬25番地3
	東口体育館	一関市字柳町4番地1
	花泉体育館	一関市花泉町老松字水沢209番地1
	花泉第二体育館	一関市花泉町涌津字古川8番地
	大東体育館	一関市大東町摺沢字新右エ門土手49番地3
	大東バレーボール記念館	一関市大東町鳥海字細田24番地
	大東勤労者体育センター	一関市大東町大原字川内35番地
	千厩体育館	一関市千厩町千厩字館山50番地
	東山総合体育館	一関市東山町長坂字北山谷247番地
	東山農村勤労福祉センター	一関市東山町松川字滝ノ沢129番地6
	室根体育館	一関市室根町折壁字向山85番地
	川崎体育センター	一関市川崎町薄衣字法道地151番地5
	藤沢体育館	一関市藤沢町藤沢字町裏187番地
藤沢スポーツプラザ	一関市藤沢町藤沢字仁郷12番地	
武道館	一関武道館	一関市三関字桜町50番地4
	千厩武道館	一関市千厩町千厩字館山50番地
弓道場	花泉弓道場	一関市花泉町涌津字山中31番地108
クラブハウス	唐梅館総合公園クラブハウス えぼっく	一関市東山町長坂字西本町212番地8
	ニコニコドーム	一関市藤沢町徳田字大望沢37番地11
スケート場	千厩アイスアリーナ	一関市千厩町千厩字上駒場360番地14
ゲートボール場	すぱーく藤沢	一関市藤沢町徳田字大望沢37番地4

6 施行期日

令和5年4月1日

7 準備行為

必要な準備行為について、条例の施行日前においても、行うことができるとするもの。

8 経過措置

改正後の使用料については、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第8号

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(国民健康保険の被保険者に係る_____所得割額) 第3条 [略]	(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u> の所得割額) 第3条 [略]
(国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額) 第4条 [略]	(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u> の被保険者均等割額) 第4条 [略]
(国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額) 第5条 [略]	(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u> の世帯別平等割額) 第5条 [略]
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、 <u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等</u> に別表第2に掲げる数値を乗じて算定する。	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、 <u>_____基礎控除後の総所得金額等</u> に別表第2に掲げる数値を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第

703条の5 _____に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下 _____ 「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ～カ [略]

(2) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額1世帯について別表第4に掲げる金額

703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ～カ [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ～カ [略]

(3) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ～カ [略]

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特

ウ～カ [略]

(3) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第4に掲げる金額

イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額1世帯について別表第4に掲げる金額

ウ～カ [略]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第1及び別表第2に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額）を減額して得た額とする。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特

例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条_____の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号_____中「総所得金額_____」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）_____」とする。

附 則

1～6 [略]

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条_____の規定の適用については、同条中「法第703条の5_____」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5_____」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」と

例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び_____」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び_____」とする。

附 則

1～6 [略]

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」と

する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条 _____ 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

10 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

10 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法

附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条 _____ において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条 _____ 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第

12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条_____において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条_____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

医療分の税率等

[略]

備考 [略]

別表第4（第21条関係）

医療分の軽減額

項目	軽減額
----	-----

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

基礎課税額分の税率等

[略]

備考 [略]

別表第4（第21条関係）

基礎課税額分の軽減額

項目	軽減額
----	-----

7 割 軽 減	第21条 第1号 ア	世帯の所得額が430,000円以下の世帯 1人当たりの均等割の軽減額		13,860円	7 割 軽 減	第21条 第1項 第1号 ア	世帯の所得額が430,000円以下の世帯 1人当たりの均等割の軽減額		13,860円
	第21条 第1号 イ	世帯の所得額が 430,000円以下の 世帯1世帯当た りの平等割の軽 減額	特定世帯及び特定 継続世帯以外の世 帯	14,210円		第21条 第1項 第1号 イ	世帯の所得額が 430,000円以下の 世帯1世帯当た りの平等割の軽 減額	特定世帯及び特定 継続世帯以外の世 帯	14,210円
			特定世帯	7,105円				特定世帯	7,105円
		特定継続世帯	10,657円			特定継続世帯	10,657円		
5 割 軽 減	第21条 第2号 ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者 数×285,000円以下の世帯1人当たり の均等割の軽減額		9,900円	5 割 軽 減	第21条 第1項 第2号 ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者 数×285,000円以下の世帯1人当たり の均等割の軽減額		9,900円
	第21条 第2号 イ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×285,000 円以下の世帯1 世帯当たりの平 等割の軽減額	特定世帯及び特定 継続世帯以外の世 帯	10,150円		第21条 第1項 第2号 イ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×285,000 円以下の世帯1 世帯当たりの平 等割の軽減額	特定世帯及び特定 継続世帯以外の世 帯	10,150円
			特定世帯	5,075円				特定世帯	5,075円
		特定継続世帯	7,612円			特定継続世帯	7,612円		
2 割 軽 減	第21条 第3号 ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者 数×520,000円以下の世帯1人当たり の均等割の軽減額		3,960円	2 割 軽 減	第21条 第1項 第3号 ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者 数×520,000円以下の世帯1人当たり の均等割の軽減額		3,960円
	第21条 第3号 イ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×520,000 円以下の世帯1	特定世帯及び特定 継続世帯以外の世 帯	4,060円		第21条 第1項 第3号 イ	世帯の所得額が 430,000円＋被保 険者数×520,000 円以下の世帯1	特定世帯及び特定 継続世帯以外の世 帯	4,060円
特定世帯			2,030円	特定世帯	2,030円				

		世帯当たりの平等割の軽減額	特定継続世帯	3,045円
--	--	---------------	--------	--------

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割軽減	第21条 第1号ウ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,970円	
	第21条 第1号エ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,180円
			特定世帯	2,590円
		特定継続世帯	3,885円	
5割軽減	第21条 第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,550円	
	第21条 第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
		特定継続世帯	2,775円	
2	第21条	世帯の所得額が430,000円＋被保険者	1,420円	

		世帯当たりの平等割の軽減額	特定継続世帯	3,045円
--	--	---------------	--------	--------

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割軽減	第21条 第1項第1号ウ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,970円	
	第21条 第1項第1号エ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,180円
			特定世帯	2,590円
		特定継続世帯	3,885円	
5割軽減	第21条 第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,550円	
	第21条 第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
		特定継続世帯	2,775円	
2	第21条	世帯の所得額が430,000円＋被保険者	1,420円	

割 軽 減	_____	数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		
	第3号ウ			
	第21条	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
	_____		特定世帯	740円
第3号エ	特定継続世帯		1,110円	

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7 割 軽 減	第21条	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,390円

	第1号オ		
	第21条	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	4,060円

	第1号カ		
5 割 軽 減	第21条	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円

	第2号オ		
	第21条	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの	2,900円

割 軽 減	第1項	数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		
	第3号ウ			
	第21条	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
	_____		特定世帯	740円
第1項第3号エ	特定継続世帯		1,110円	

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7 割 軽 減	第21条	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,390円

	第1項第1号オ		
	第21条	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	4,060円

	第1項第1号カ		
5 割 軽 減	第21条	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円

	第2号オ		
	第21条	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの	2,900円

	第2号カ	平等割の軽減額			第2号カ	平等割の軽減額	
2割軽減	第21条	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,540円	2割軽減	第21条	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,540円
	第3号オ				第1項		
	第21条	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,160円		第21条	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,160円
	第3号カ				第1項		
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

一関市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

一関市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年一関市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
一関市消費生活 センター	<u>一関相談室</u> <u>千厩相談室</u>	一関市竹山町7番2号	一関市竹山町7番2号
	<u>一関市千厩町千厩字北方174番地</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第10号

一関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

一関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

一関市放課後児童クラブ条例（平成18年一関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="161 837 504 885">名称</th><th data-bbox="504 837 1104 885">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="161 885 504 933">[略]</td><td data-bbox="504 885 1104 933"></td></tr><tr><td data-bbox="161 933 504 981"><u>折壁児童クラブ</u></td><td data-bbox="504 933 1104 981"><u>一関市室根町折壁字大里 201 番地 1</u></td></tr><tr><td data-bbox="161 981 504 1029">[略]</td><td data-bbox="504 981 1104 1029"></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		<u>折壁児童クラブ</u>	<u>一関市室根町折壁字大里 201 番地 1</u>	[略]		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1126 837 1469 885">名称</th><th data-bbox="1469 837 2063 885">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1126 885 1469 933">[略]</td><td data-bbox="1469 885 2063 933"></td></tr><tr><td data-bbox="1126 933 1469 981"><u>室根児童クラブ</u></td><td data-bbox="1469 933 2063 981"><u>一関市室根町矢越字五反田73番地 1</u></td></tr><tr><td data-bbox="1126 981 1469 1029">[略]</td><td data-bbox="1469 981 2063 1029"></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		<u>室根児童クラブ</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地 1</u>	[略]	
名称	位置																
[略]																	
<u>折壁児童クラブ</u>	<u>一関市室根町折壁字大里 201 番地 1</u>																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
<u>室根児童クラブ</u>	<u>一関市室根町矢越字五反田73番地 1</u>																
[略]																	
<p>(利用対象児童)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(利用対象児童)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第4条 クラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p>																

(開所時間)

第4条 クラブの開所時間は、正午から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは _____、これを変更することができる。

(休所日)

第5条 クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは _____、臨時に開所し、又は臨時に休所することができる。

(1)～(3) [略]

(指定管理者による管理)

第6条 次に掲げるクラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

名称
<u>ひまわりクラブ</u>
<u>わかばクラブ</u>
<u>はしわクラブ</u>
<u>こぼとクラブ</u>
<u>萩の子クラブ</u>
<u>赤萩クラブ</u>
<u>滝沢児童クラブ</u>
<u>大東児童クラブ</u>
<u>千厩児童クラブ</u>

(開所時間)

第5条 クラブの開所時間は、正午から午後6時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休所日)

第6条 クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は臨時に休所することができる。

(1)～(3) [略]

東山児童クラブ

川崎児童クラブ

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 [略]

(利用の許可)

第8条 クラブを利用しようとする児童の保護者は、市長（指定管理者が管理するクラブにあっては、指定管理者。以下この条、第9条及び第12条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、クラブの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、クラブの利用許可を取り消し、又はその利用の中止を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(使用料)

第10条 クラブ（指定管理者が管理するクラブを除く。）を利用する児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 1月につき7,000円

(2) 開所時間を延長して利用する場合は、1回につき100円

(利用料金)

第11条 指定管理者が管理するクラブを利用する児童の保護者は、当該クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しな

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 [略]

(利用の許可)

第8条 クラブを利用しようとする児童の保護者は、指定管理者

の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、クラブの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、クラブの利用許可を取り消し、又はその利用の中止を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(利用料金)

第10条 クラブを利用する児童の保護者は、当該クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しな

なければならない。

- 2 利用料金は、前条に規定する使用料の額の範囲内の額で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として、收受させるものとする。

(使用料の減免)

第 12 条 市長 _____ は、公益上特別な事由があると認めるときは、使用料（指定管理者が管理するクラブにあっては利用料金）を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償等)

第 13 条 [略]

なければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額 _____の範囲内の額で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として、收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金 _____を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償等)

第 12 条 [略]

(市長による管理)

第 13 条 第 5 条及び第 6 条並びに第 8 条から第 11 条まで（第 10 条第 2 項後段及び第 3 項を除く。）の規定は、第 4 条ただし書の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 5 条ただし書中「市長の承認を得て、これを変更することができる」とあるのは「これを変更することができる」と、第 6 条ただし書中「市長の承認を得て、臨時に開所し、又は臨時に休所することができる」とあるのは「臨時に開所し、又は臨時に休所することができる」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合における使用料の額は、別表のとおりとする。この場合において、同表中「利用料金の限度額」とあるのは「使用料」とする。

(委任)
第14条 [略]

(委任)
第14条 [略]

別表 (第10条関係)

区分	単位	利用料金の限度額
第5条本文に規定する開所時間（以下この表において「開所時間」という。）内の利用	1月	7,000円
開所時間外の利用	1回	100円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

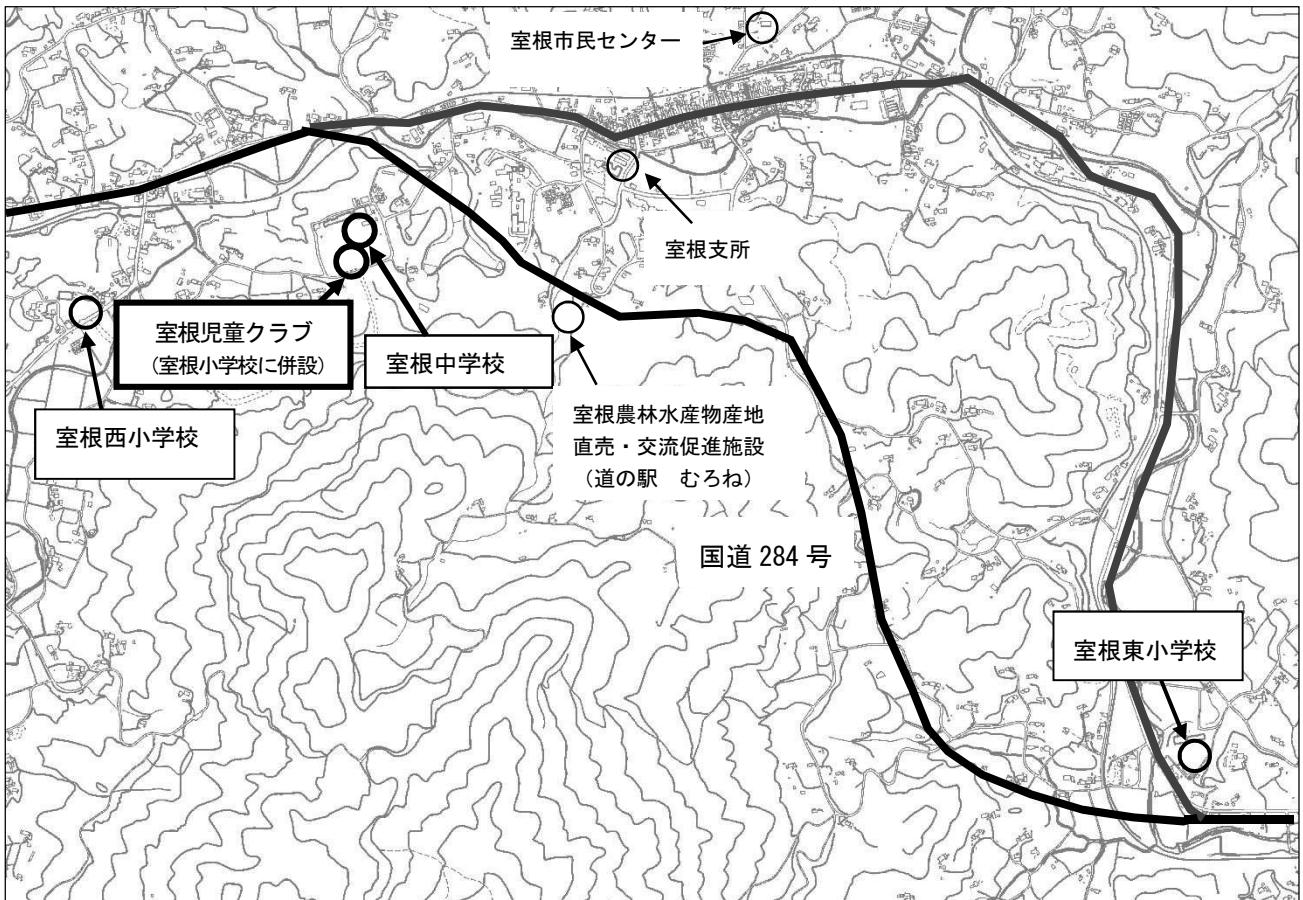
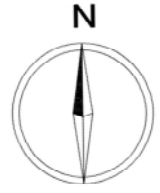
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

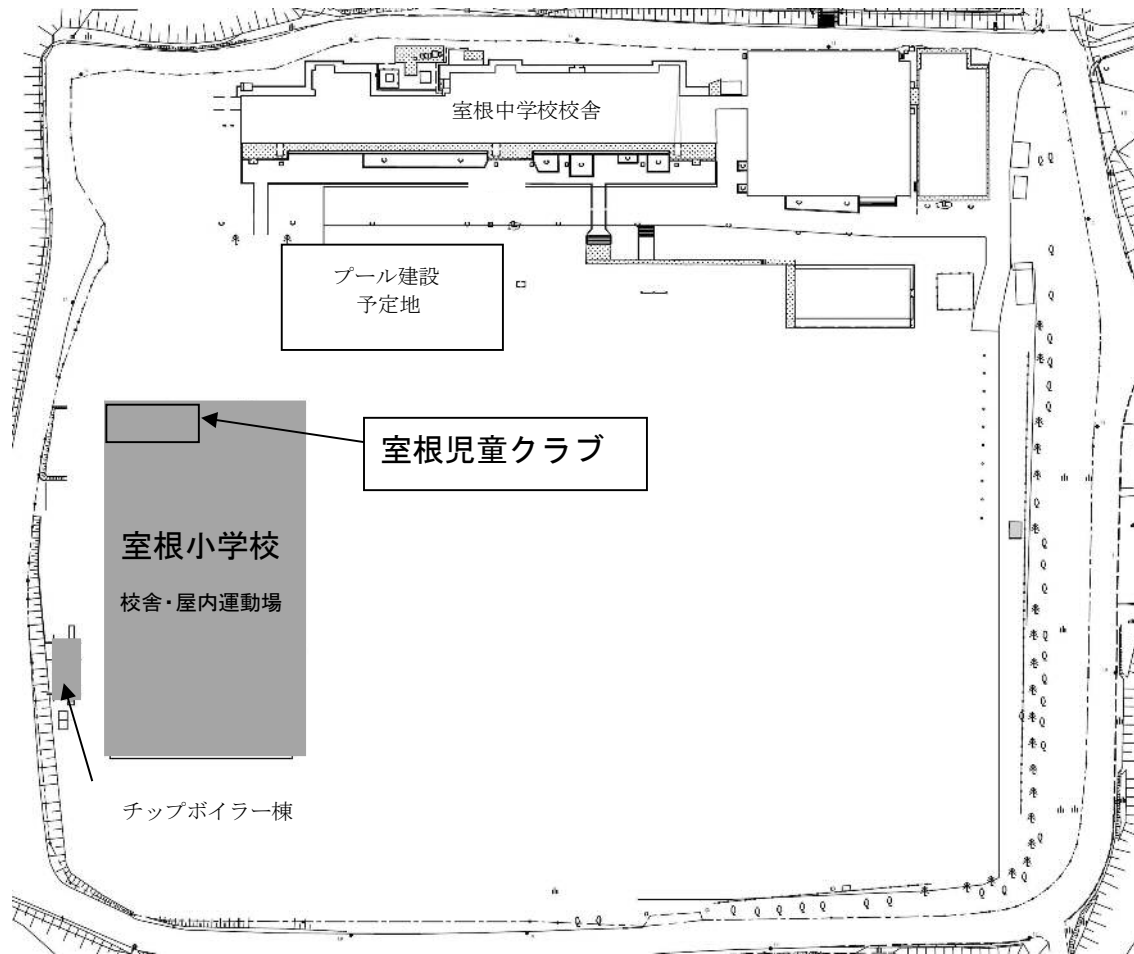
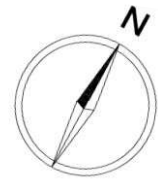
(準備行為)

2 この条例による改正後の一関市放課後児童クラブ条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

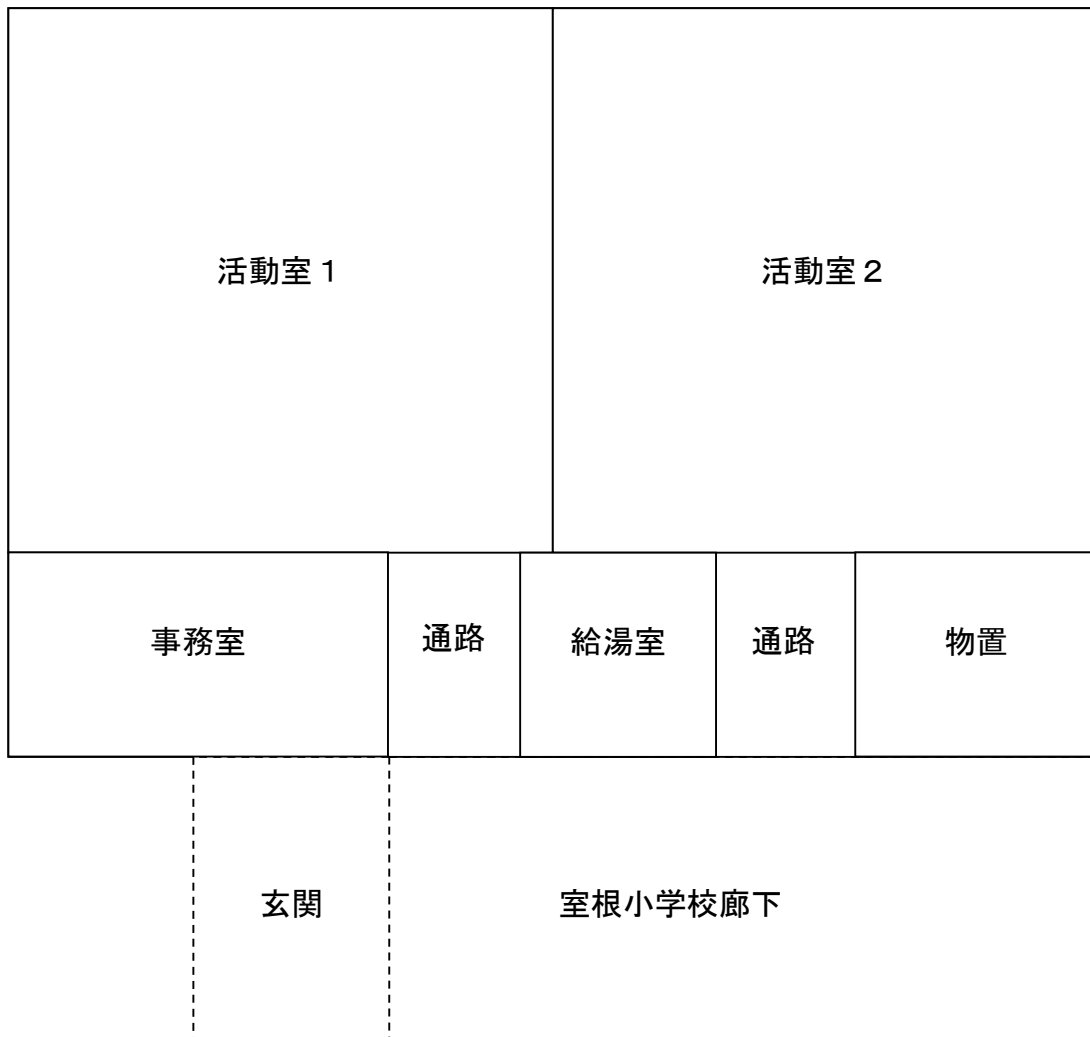
位 置 図



配 置 図



平 面 図



議案第11号

一関市花と泉の公園条例の一部を改正する条例の制定について

一関市花と泉の公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市花と泉の公園条例の一部を改正する条例

一関市花と泉の公園条例（平成17年一関市条例第182号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の区域内における施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) レイナデフローレス（<u>ベゴニア館及び交流プラザ</u>）</p> <p>(5) [略]</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第13条 花公園の施設のうち有料で入園させる施設は、<u>ぼたん園及びレイナデフローレス（ベゴニア館に限る。）</u>（以下「<u>有料公園施設</u>」という。）とする。</p> <p>(有料公園施設の入園料の納付)</p> <p>第14条 <u>有料公園施設</u>に入園しようとする者_____</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の区域内における施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) レイナデフローレス（<u>交流ひろば及び交流プラザ</u>）</p> <p>(5) [略]</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第13条 花公園の施設のうち有料で入園させる施設は、ぼたん園_____</p> <p>_____とする。</p> <p>(ぼたん園____の入園料の納付)</p> <p>第14条 <u>ぼたん園</u> _____に入園しようとする者（4月から6月までの期間</p>

は、入園料を納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合には、入園について優待及び割引をすることができる。

2・3 [略]

別表第1（第16条関係）

有料公園施設入園料

区分		1人1回につき	
		レイナデフローレス (ベゴニア館)	ぼたん園
大人	個人	1,000円以内	700円以内
	団体	800円以内	600円以内
小・中学生	個人	500円以内	400円以内
	団体	400円以内	300円以内

備考

1・2 [略]

別表第2（第16条関係）

1 利用料金（利用面積1平方メートルごとに）

区分	施設利用のみ (1時間ごと)	入場料又はこれに類する金銭を 徴収する場合及び物品の販売、 宣伝等営利を目的として利用す る場合
屋内施設	30円以内	[略]
屋外施設	20円以内	[略]

備考 [略]

内において、市長が別に定める期間に入園しようとする者に限る。)

は、入園料を納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合には、入園について優待及び割引をすることができる。

2・3 [略]

別表第1（第16条関係）

ぼたん園 入園料

区分		1人1回につき
大人	個人	700円以内
	団体	600円以内
小・中学生	個人	400円以内
	団体	300円以内

備考

1・2 [略]

別表第2（第16条関係）

1 利用料金（利用面積1平方メートルごとに）

区分	施設利用のみ (1時間ごと)	入場料又はこれに類する金銭を 徴収する場合及び物品の販売、 宣伝等営利を目的として利用す る場合
屋内施設	6円以内	[略]
屋外施設	4円以内	[略]

備考 [略]

2 第9条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合の利用料金

区分	単位	利用料金
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	1年までごとに1本ごとに	円 630
展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられた仮設工作物	1日までごとに1平方メートルごとに	50
標識	1月までごとに1基ごとに	530
工事用板囲い、詰所その他の工事用施設	1月までごとに1平方メートルごとに	210
土石、竹木その他工事用材料の置場	1月までごとに1平方メートルごとに	210

備考 支柱又は支線は1本とし、H柱は2本とみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

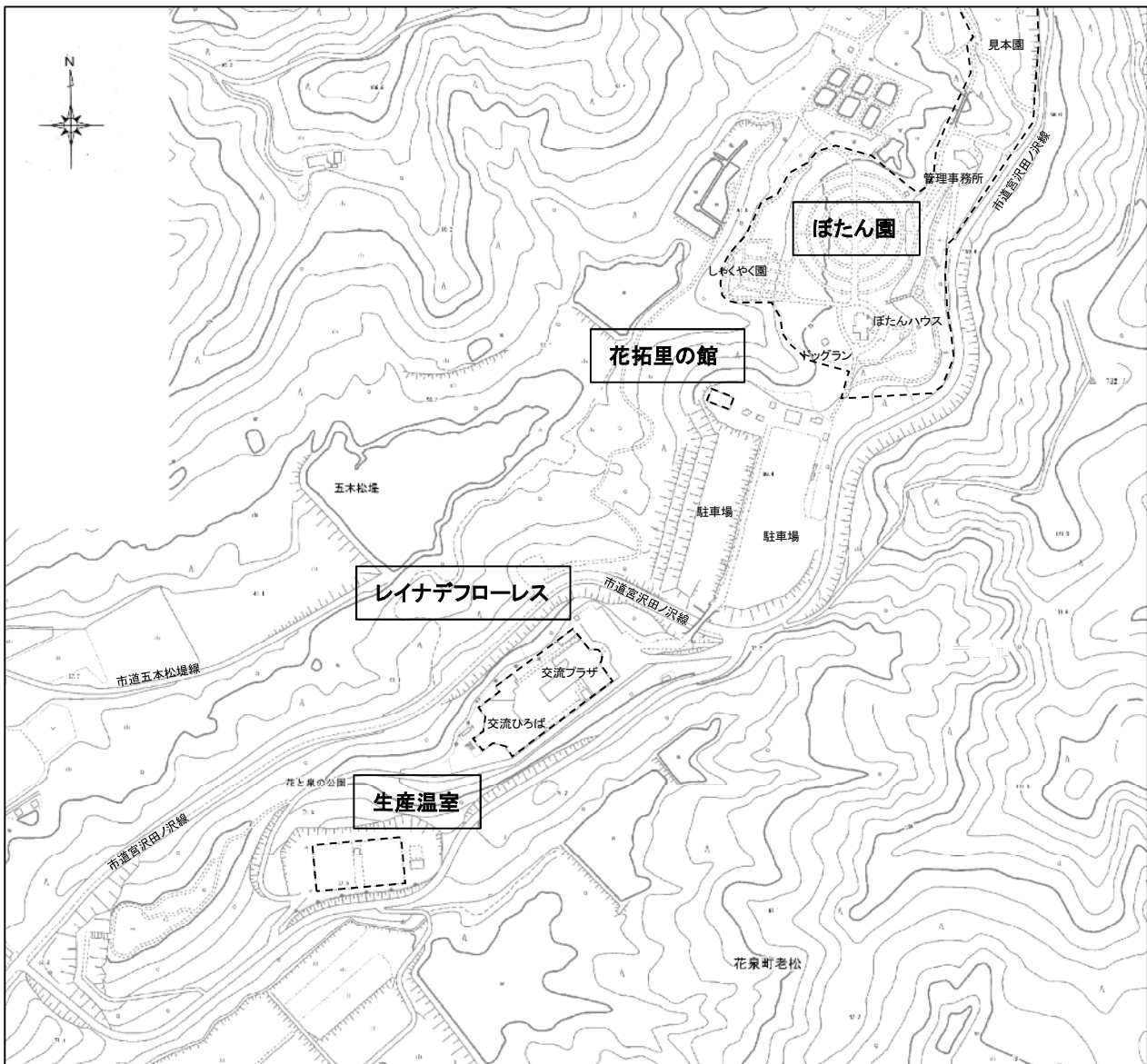
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 第9条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合の利用料金

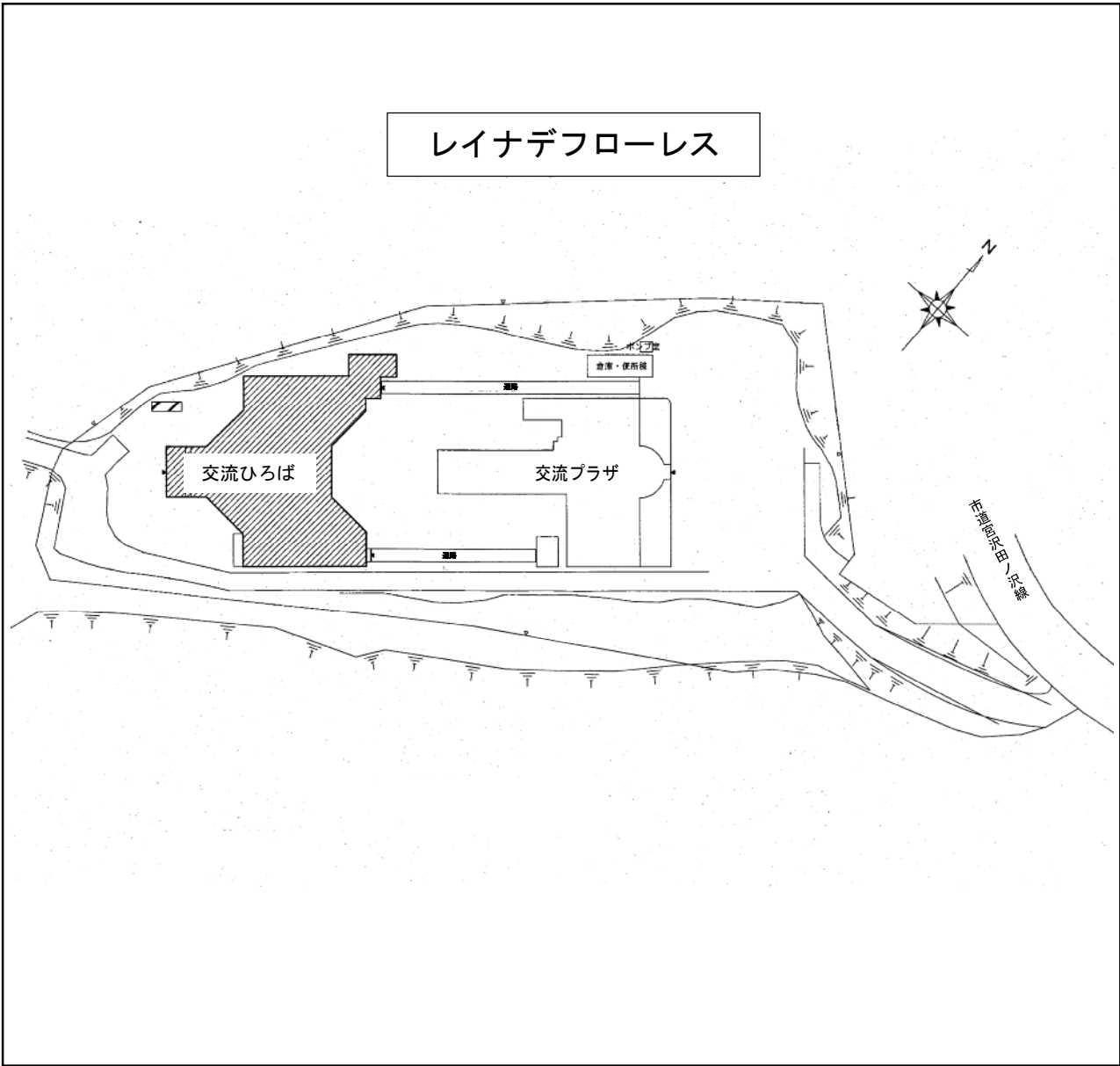
一関市道路占用料条例（平成17年一関市条例第171号）第2条の規定の例により算定した額又は次の表に定める額

区分	単位		利用料金
展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられた仮設工作物	1日	占用面積1平方メートルにつき	8円
標識	1年	1本につき	670円
工事用板囲い、詰所その他の工事用施設	1月	占用面積1平方メートルにつき	76円
土石、竹木その他工事用材料の置場			

全 体 配 置 図



配 置 図



議案第12号

一関市室根高原ふれあい牧場条例の一部を改正する条例の制定について

一関市室根高原ふれあい牧場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市室根高原ふれあい牧場条例を改正する条例

一関市室根高原ふれあい牧場条例（平成17年一関市条例第148号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後									
<p>(設置)</p> <p>第1条 休養、レクリエーション及び動物に対する知識を深めるため、 _____ふれあい牧場_____を設置する。</p>		<p>(設置)</p> <p>第1条 休養、レクリエーション及び動物に対する知識を深めるため、 <u>室根高原ふれあい牧場</u>（以下「ふれあい牧場」という。）を設置する。</p>									
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ふれあい牧場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室根高原ふれあい牧場</td> <td>一関市大東町大原字山口51番139</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口51番139	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ふれあい牧場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室根高原ふれあい牧場</td> <td>一関市大東町大原字山口51番地139</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口51番地139
名称	位置										
室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口51番139										
名称	位置										
室根高原ふれあい牧場	一関市大東町大原字山口51番地139										
<p>(利用期間等)</p> <p>第5条 牧場の利用期間及び放牧期間は、毎年4月1日から12月30日までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該期間について市長の承認を受けなければならない。</p>		<p>(利用期間)</p> <p>第5条 牧場の利用期間_____は、毎年4月1日から12月30日までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該期間について市長の承認を受けなければならない。</p>									

クラブハウス	シャワー室		1人1回につき	<u>320</u>
馬場	引馬	体高140cm未満の馬	1人1周につき	<u>320</u>
		体高140cm以上の馬	1人1周につき	<u>530</u>
	貸馬		<u>1人45分間につき</u>	<u>3,150</u>
	預託馬	預託者及び家族30分につき		<u>840</u>

別表第2（第6条、第8条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売____その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,100</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,050</u>
展示会その他に____類する催しの開催	1日までごとに	<u>3,150</u>

別表第3（第6条、第8条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金の限度額
乗用馬 体高140cm未満	<u>1頭1日当たり</u>	<u>530</u>
馬 体高140cm以上	<u>1頭1日当たり</u>	<u>1,050</u>

備考

- 1 乗用馬とは競走馬、農耕馬その他競技を目的とした馬以外をい

クラブハウス	シャワー室		1人1回につき	<u>100</u>
馬場	引馬	体高140cm未満の馬	1人1周につき	<u>500</u>
		体高140cm以上の馬	1人1周につき	<u>700</u>

別表第2（第6条、第8条関係）

（単位：円）

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、 <u>募金</u> その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,200</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,100</u>
展示会その他 <u>これに類する</u> 催しの開催	1日までごとに	<u>3,300</u>

う。

2 日常の管理費以外の法定費用、削蹄費等の経費は預託者が負担する。

3 市の住民以外の預託者は、10割の範囲内で指定管理者の定める利用料金を納入しなければならない。

備考 改正部分は、下線部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の限度額について適用し、同日前の利用に係る利用料金の限度額については、なお従前の例による。

議案第13号

一 関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

一関市産業用地の貸付けに関する条例（平成22年一関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>工業団地及び一関流通団地内の分譲地のうち市が所有する土地</u>（以下「産業用地」という。）の貸付けについては、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>工業団地</u>」とは、市が工場及びその関連建物_____の立地を目的に整備した工業用地をいう。</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 市長は、産業集積及び経済の活性化を図るため特に必要があると認めるときは、産業用地に<u>工場又は事業場</u>を設置しようとする者（以下「工場等設置者」という。）に対し、当該産業用地を貸し付けることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 _____市が所有する産業用地_____の貸付けについては、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>産業用地</u>」とは、市が工場、事業所等（以下「工場等」という。）の立地を目的に分譲する土地をいう。</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 市長は、産業集積及び経済の活性化を図るため特に必要があると認めるときは、産業用地に<u>工場等</u>_____を設置しようとする者（以下「工場等設置者」という。）に対し、当該産業用地を貸し付けることができる。</p>

	<p>(対象工業団地)</p> <p>第4条 貸付けの対象とする<u>工業団地</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>大久保工業団地</u></p>	<p>(対象産業用地)</p> <p>第4条 貸付けの対象とする<u>産業用地</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
2	<p>(対象産業用地)</p> <p>第4条 貸付けの対象とする産業用地は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(対象産業用地)</p> <p>第4条 貸付けの対象とする産業用地は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>真柴地区産業用地</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第14号

一 関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例

一 関市有機肥料センター条例（平成17年一関市条例第149号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
施設名	利用内容	種類	使用料（1トン当たり）	施設名	利用内容	種類	使用料（1トン当たり）
一関有機肥料センター	家畜排せつ物処理	肉用牛糞	525円	一関有機肥料センター	家畜排せつ物処理	牛糞	550円
		乳用牛糞	525円				
藤沢有機肥料センター	家畜排せつ物処理	肉用牛糞	525円	藤沢有機肥料センター	家畜排せつ物処理	牛糞	550円
		乳用牛糞	750円			鶏糞	2,619円
		鶏糞	2,500円			豚糞	1,257円
		豚糞	1,200円			汚泥等処理	11,524円
	汚泥等処理	11,000円	家畜排せつ物の収集・運搬		1,833円		
	家畜排せつ物の収集・運搬	1,500円					
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第15号

一 関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例

一関市東山地区集会施設条例（平成17年一関市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="194 839 604 885">名称</th><th data-bbox="604 839 1104 885">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="194 885 604 978">東山矢ノ森集会施設^{あいかむ}愛花夢館</td><td data-bbox="604 885 1104 978">一関市東山町田河津字矢ノ森 59 番地 19</td></tr><tr><td data-bbox="194 978 604 1024">東山山谷自治会館</td><td data-bbox="604 978 1104 1024">[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	東山矢ノ森集会施設 ^{あいかむ} 愛花夢館	一関市東山町田河津字矢ノ森 59 番地 19	東山山谷自治会館	[略]	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 839 1570 885">名称</th><th data-bbox="1570 839 2069 885">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 885 1570 1024">東山山谷自治会館</td><td data-bbox="1570 885 2069 1024">[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	東山山谷自治会館	[略]
名称	位置										
東山矢ノ森集会施設 ^{あいかむ} 愛花夢館	一関市東山町田河津字矢ノ森 59 番地 19										
東山山谷自治会館	[略]										
名称	位置										
東山山谷自治会館	[略]										
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第16号

一関市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

一関市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市営住宅条例の一部を改正する条例

一関市営住宅条例（平成17年一関市条例第174号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第52条 駐車場の使用料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額とし、その合計額に5パーセントを乗じて得た額</p> <hr/> <p>を限度として、近傍同種の駐車場の使用料を勘案の上、市長が定めるものとする。</p> <p>[略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第52条 駐車場の使用料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額とし、その合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額を限度として、近傍同種の駐車場の使用料を勘案の上、市長が定めるものとする。</p> <p>[略]</p>
<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>（東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定等の特例）</u></p> <p>6 <u>復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規</u></p>

定する日までの間に、同法第19条第1項に規定する罹災者公営住宅等供給事業により建設又は買取りをした市営住宅に入居を許可された者（規則で定める者を除く。）のうち、同項第2号に規定する被災者等である者（第12条第1項の規定により入居の承継の承認を得た者で規則で定めるものを含む。）に係る第25条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「第5条第2号の金額」とあるのは、「259,000円」と読み替えるものとする。

7 第28条の規定は、当分の間、前項に規定する者については、これを適用しないことができる。

別表第1（第3条関係）

市営住宅の名称	所在地
[略]	
市営関が丘アパート	<u>一関市関が丘2番地1</u>
[略]	
市営堀田住宅	[略]
市営銚子住宅	<u>一関市川崎町門崎字銚子112番地3</u>
[略]	

別表第1（第3条関係）

市営住宅の名称	所在地
[略]	
市営関が丘アパート	<u>一関市関が丘91番地1</u>
[略]	
市営堀田住宅	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行う令和4年度の家賃に係るこの条例による改正前の一関市営住宅条例第25条第1項の規定による認定については、この条例による改正後の一関市営住宅条例附則第6項の規定の例により行うものとする。

（経過措置）

3 この条例による改正後の第52条の規定は、施行日以後に設置する駐車場の使用料について適用し、施行日前に設置されている駐車場の使用料については、なお従前の例による。

議案第17号

一関市公園条例の一部を改正する条例の制定について

一関市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市公園条例の一部を改正する条例

一関市公園条例（平成17年一関市条例第181号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係） 公園等の設置一覧		別表第1（第3条関係） 公園等の設置一覧	
公園等の名称	位置	公園等の名称	位置
<u>蘭梅山いこいの森公園</u>	<u>一関市山目字館64番地2</u>		
花泉運動公園	[略]	花泉運動公園	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第18号

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後							
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）							
公職名		給料月額 (円)	報酬			公職名		給料月額 (円)	報酬			
			年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)				年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)	
[略]					[略]							
消 防 団員	階級	[略]				消 防 団員	階級	[略]				
		部長		55,000				部長		55,000		
		副部長		<u>30,000</u>								
		班長		<u>30,000</u>				班長		<u>41,000</u>		
		副班長		<u>25,000</u>								
	団員		<u>25,000</u>		団員		<u>36,500</u>					
	出動	水災(訓練を含む。)		1回につき 4,400円		出動	火災、地震、捜索、風水			1日につき、従事する時間		

議案第19号

一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

一関市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成17年一関市条例第202号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第2条 団員の定数は、 <u>2,900人</u> とし、その階級別定数は、市長が別に定める。	(定員) 第2条 団員の定数は、 <u>2,500人</u> とし、その階級別定数は、市長が別に定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第20号

一 関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤 善 仁

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例(平成17年一関市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
[略]				[略]			
92 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	1件につき	(1)・(2) [略] (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 <u>110,000円</u>	92 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	1件につき	(1)・(2) [略] (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 <u>98,000円</u>
93 [略]				93 [略]			

94 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	1件につき	<u>17,000</u> 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	94 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	1件につき	<u>15,000</u> 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

(施行期日)

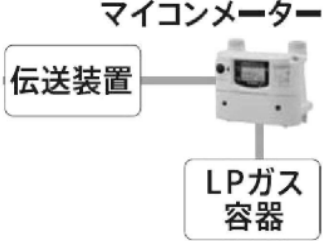
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

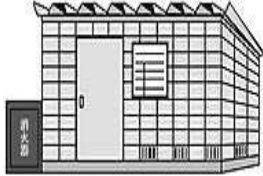
- 2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前までにされた申請については、なお従前の例による。

議案第20号 参考資料

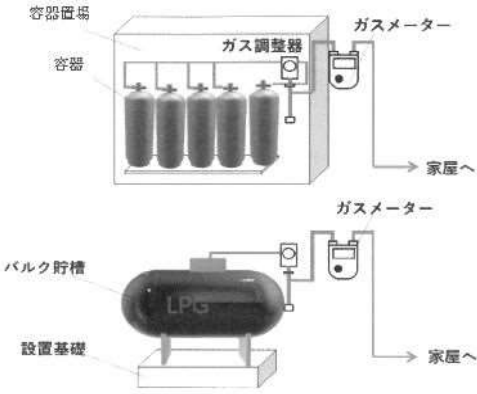
1 主な保安確保機器

機器名称	機能等	具体例
マイコンメーター	<p>ガスメーターにマイコン制御器を組み込んだものであり、ガスの流れや圧力などに異常が発生した場合に自動的にガスを遮断し、警告を表示する機能を有するもの。</p>	
伝送装置	<p>マイコンメーターで感知した情報を一般電話回線などにより、自動的に集中監視センターに伝達する機能を有するもの。</p>	

2 貯蔵施設

<p>「貯蔵施設」とは、3,000kg以上の液化石油ガスを貯蔵するための施設をいう。</p>	
--	--

3 特定供給設備

<p>「特定供給設備」とは、液化石油ガスを容器で3,000kg以上、又はバルク貯槽^{ちようそう}で1,000kg以上貯蔵し、供給管を經由して家屋にあるガスコンロなどの燃焼機器に液化石油ガスを供給するための設備をいう。</p>	
---	--

議案第21号

一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市立学校条例の一部を改正する条例

一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）の一部を次のように改正する。

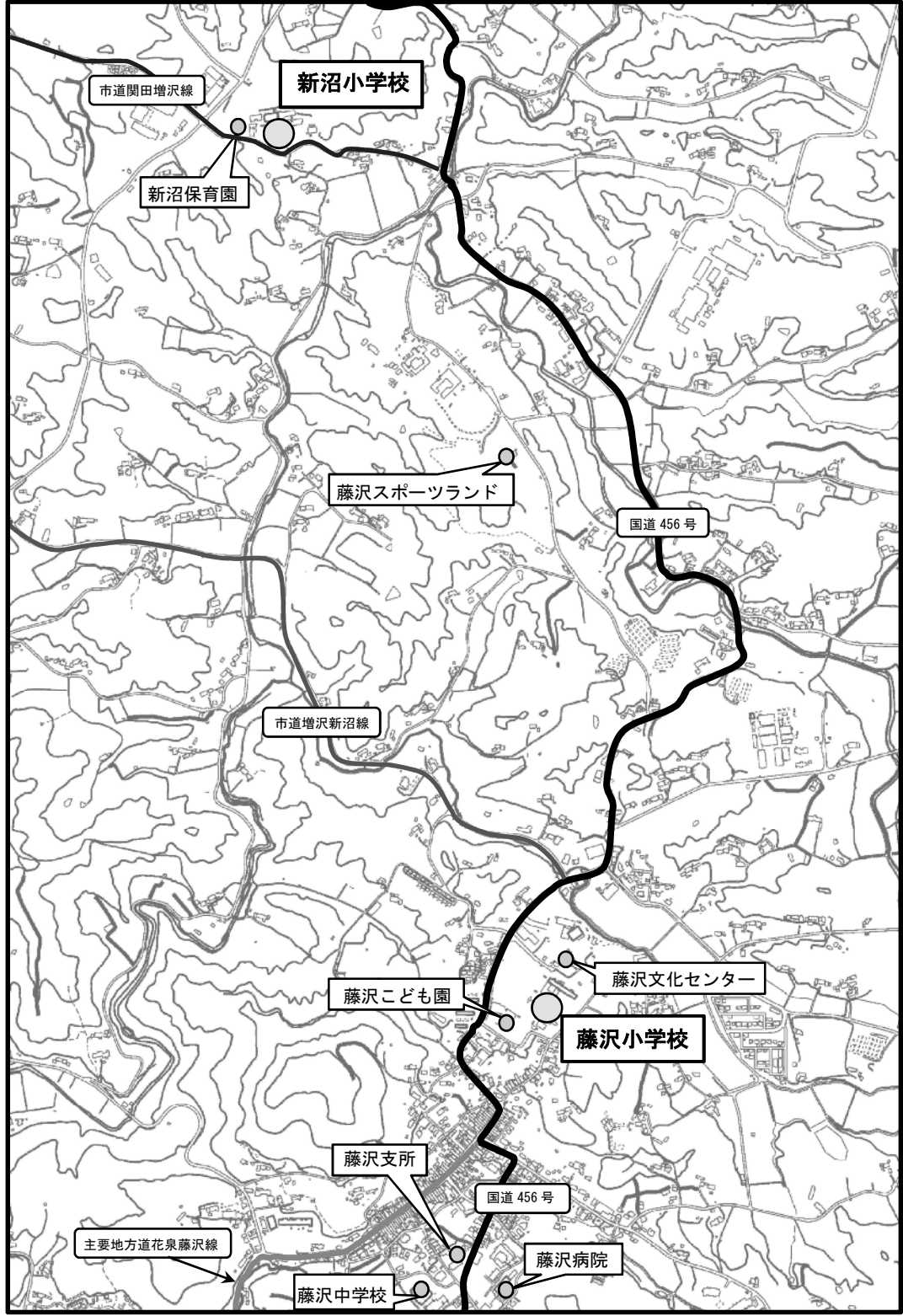
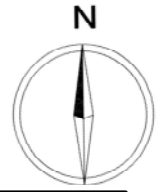
改正前	改正後																				
<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立藤沢小学校</td> <td>一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1</td> </tr> <tr> <td>一関市立黄海小学校</td> <td>一関市藤沢町黄海字天堤11番地1</td> </tr> <tr> <td>一関市立新沼小学校</td> <td>一関市藤沢町新沼字関田51番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市立藤沢小学校	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1	一関市立黄海小学校	一関市藤沢町黄海字天堤11番地1	一関市立新沼小学校	一関市藤沢町新沼字関田51番地2	<p>(小学校の設置)</p> <p>第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立藤沢小学校</td> <td>一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1</td> </tr> <tr> <td>一関市立黄海小学校</td> <td>一関市藤沢町黄海字天堤11番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市立藤沢小学校	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1	一関市立黄海小学校	一関市藤沢町黄海字天堤11番地1		
名称	位置																				
[略]																					
一関市立藤沢小学校	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1																				
一関市立黄海小学校	一関市藤沢町黄海字天堤11番地1																				
一関市立新沼小学校	一関市藤沢町新沼字関田51番地2																				
名称	位置																				
[略]																					
一関市立藤沢小学校	一関市藤沢町藤沢字仁郷50番地1																				
一関市立黄海小学校	一関市藤沢町黄海字天堤11番地1																				
<p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立大原中学校</td> <td>一関市大東町大原字大明神25番地</td> </tr> <tr> <td>一関市立大東中学校</td> <td>一関市大東町摺沢字上堺ノ沢21番地1</td> </tr> <tr> <td>一関市立興田中学校</td> <td>一関市大東町鳥海字小山14番地5</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市立大原中学校	一関市大東町大原字大明神25番地	一関市立大東中学校	一関市大東町摺沢字上堺ノ沢21番地1	一関市立興田中学校	一関市大東町鳥海字小山14番地5	[略]		<p>(中学校の設置)</p> <p>第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立大東中学校</td> <td>一関市大東町摺沢字上堺ノ沢21番地1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市立大東中学校	一関市大東町摺沢字上堺ノ沢21番地1	[略]	
名称	位置																				
[略]																					
一関市立大原中学校	一関市大東町大原字大明神25番地																				
一関市立大東中学校	一関市大東町摺沢字上堺ノ沢21番地1																				
一関市立興田中学校	一関市大東町鳥海字小山14番地5																				
[略]																					
名称	位置																				
[略]																					
一関市立大東中学校	一関市大東町摺沢字上堺ノ沢21番地1																				
[略]																					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

位 置 図



位置図

